

令和8年小牧市議会第2回定例会会議録

① 令和8年6月16日第2回市議会定例会（第4日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 清水隆宏	2 木村哲也
3 猪飼健治	4 黒木明
5 伊藤皇士郎	6 大上利幸
7 阿部哲己	8 余語智
9 佐藤早苗	10 山田美代子
11 安江美代子	12 谷田貝将典
13 諸岡英実	14 河内光
15 永井孝典	16 佐藤悟
17 鈴木裕士	18 星熊伸作
19 加藤晶子	20 小川真由美
21 小沢国大	22 石田知早人
23 河内伸一	24 小島倫明
25 舟橋秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	天野正基	副市長	笹原浩史
副市長	石川徹	教育長	中川宣芳
選挙管理委員会委員長	長尾英俊	市長公室長	駒瀬勝利
総務部長	長尾正人	地域活性化営業部長	落合健一
市民生活部長	小川真治	健康生きがい支え合い推進部長	永井政栄
福祉部長	江口幸全	こども未来部長	川尻卓哉
建設部長	堀場武	都市政策部長	舟橋朋昭
上下水道部長	三品克二	市民病院事務局長	竹田孝一
教育部長	矢本博士	監査委員事務局長	堀田幸子
消防長	高橋直人	市長公室次長	舟橋知生
総務部次長	古澤健一	地域活性化営業部次長	伊藤加代子
市民生活部次長	堀田正二	健康生きがい支え合い推進部次長	高木晶子

福 祉 部 次 長	山 本 格 史	こども未来部次長	野 田 弘
建 設 部 次 長	矢 澤 浩 司	都市政策部次長	川 島 充 裕
上下水道部次長	長 坂 裕	市民病院事務局次長	佐久間 修
教 育 部 次 長	長谷川 隆司	会 計 管 理 者	河 村 昌 二
副 消 防 長	梅 田 俊 之		

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 川 正 夫	議 事 課 長	松 宮 克 哉
書 記	舟 橋 紀 浩	書 記	松 井 雅 仁

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

議案審議

議案第54号 小牧市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
議案第57号 小牧市沿道区域の指定の基準を定める条例の制定について
議案第58号 水槽車の取得について
議案第59号 高規格救急自動車の取得について
議案第60号 蒸気回転釜の取得について
議案第61号 専決処分の承認について
議案第62号 専決処分の承認について
議案第63号 令和8年度小牧市一般会計補正予算（第1号）
議案第78号 小牧市立第二保育園改築工事のうち建築工事請負契約の締結について
議案第79号 備蓄用非常食の取得について

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は25名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程に入る前に、安江美代子議員から、議長の下に、6月15日の一般質問、個人通告質問における発言取消しの申出がありました。質問項目2、こまき巡回バスの運行車両についての再質問における補助金に対する発言であり、誤解を与える発言として、会議規則第64条の規定により、発言を取り消したい旨の申出があったものであります。

お諮りいたします。発言取消しにつきまして、申出のとおり、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、安江美代子議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

次に、安江美代子議員から、議長の下に、6月15日の一般質問、個人通告質問における発言の訂正について申出がありました。訂正は1か所で、質問項目2、こまき巡回バスの運行車両についての再質問における補助金に対する発言であり、「1台につき4,300万円の補助があったということですね」との発言中、「補助」を「補助対象経費」に訂正するものでございます。会議規則第64条の規定により、訂正することを議長において許可いたしましたので、御報告申し上げます。

日程第1、「諸般の報告について」。

今定例会の説明員として、新たに選挙管理委員会委員長に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、御報告申し上げます。

日程第2、「一般質問」に入ります。

昨日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

伊藤皇士郎議員。

○5番（伊藤皇士郎）

5番、伊藤皇士郎。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしております質問項目2点について、お尋ねさせていただきます。

大項目1、「オンラインファースト」による効果的な会議運営についてであります。

デジタル技術が急速に発展し、民間経営の現場や日常のあらゆる場面において、効率的なオンライン会議やJ E I T Aによる迅速な意思決定が当たり前となる一方、行政組織の足元に目を向けますと、いまだに対面で集まることを前提とした前例踏襲の業務スタイルが根強く残っているのではないかと私は懸念しております。これにより、

職員の異動に伴う目に見えない時間や、人件費のコストのみならず、大量の資料印刷の労力、日程調整に伴う意思決定の遅延といった民間ビジネスの目線から見れば、見過ごすことのできない機会損失が発生しているのではないかと考えております。

また、各種審議会等において、平日の昼間に庁舎の会議室へ一堂に集めるという従来の開催方式は、平日に仕事を持つ現役世代や、分刻みで家事・育児に追われる子育て世代の市民参画を制度的に極めて困難にさせております。

本市が人口減少時代における持続可能な行政運営と、多様な市民協働を実現するためには、これまでの古い慣例を見直し、業務や市民参画の在り方にオンラインファーストの視点を取り入れる必要があると考え、質問をいたします。

(1) 庁内会議のオンライン化による業務効率化について。

アとして、本庁舎と各出先機関等の間で実施される庁内会議におけるオンライン会議システムの現在の活用状況をお伺いいたします。

イとして、会議の原則対面開催について、現在の市の認識をお伺いいたします。

ウとして、対面開催が必須でない会議を原則オンラインとするオンラインファーストの運用方針を庁内に広く義務づける考えについて、お伺いいたします。

(2) 審議会等のオンラインハイブリッド化による現役子育て世代の参画促進について。

アとして、各種審議会における委員の年代の傾向をお伺いいたします。

イとして、平日の昼間に庁舎へ集めるという従来の開催方式が、市民の参画機会に与える影響について、見解をお伺いいたします。

ウとして、自宅や職場からでも多様な市民が柔軟に参画できるよう、全ての審議会等において、オンライン参加が可能なオンラインハイブリッド開催を標準ルールとすべきだと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市長公室次長（舟橋知生）

質問項目1、オンラインファーストによる効果的な会議運営について、(1) 庁内会議のオンライン化による業務効率化についてのア、本庁舎と各出先機関等の間で実施される庁内会議におけるオンライン会議システムの活用状況についてのお尋ねであります。

本市では、令和8年2月に、Microsoft社が提供するMicrosoft 365を導入いたしました。このサービスは、オンライン会議、チャット、ファイル

共有、セキュリティ機能などを統合したクラウドサービスであり、職員がいつでも、どこでもオンライン会議ができるよう環境を整備しております。

庁内会議における活用状況については、監査委員による病院事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の例月出納検査について、原則として、オンライン会議の形式で実施しております。そのほか、本庁と出先機関の職員間の打合せや、消防署内での各種会議や研修報告などでオンライン開催が行われているところであります。

なお、本市職員のみで構成される会議とは異なりますが、遠隔地で行われる会議や研修などのうち、主催者がオンライン対応を実施しているものに関して、職員が状況に応じてオンラインで出席をしており、約8割の部署でオンライン会議を活用している状況であります。

以上です。

○市長公室長（駒瀬勝利）

続きまして、イ、会議の原則対面開催についての市の認識であります。

本市では、効率的、効果的な会議運営を目的とした職員向けの会議運営マニュアルを作成し、全庁的な共通理解を図っております。その中で、会議の開催には日程調整、資料作成、会議準備などの事務局の負担に加え、参加者の人件費がかかっていることを踏まえ、開催コストに見合った成果を意識する必要があるとしております。

マニュアルでは、さらに踏み込んで、会議を減らす視点にも言及しており、報告や回覧だけで済ませられないか、オンライン会議を活用できないかという視点を考慮することとしております。このため、会議の原則対面開催という考え方ではなく、目的や内容に応じた最適な開催方法を選択する会議運営を行っております。

次に、ウ、対面開催が必須でない会議を原則オンラインとするオンラインファーストの運用方針を広く義務づける考えについてであります。

例えば、情報共有が主目的の会議をオンライン開催することは、参加職員の移動時間削減や事務局の業務負担軽減につながる有効な手段と考えております。

一方で、一般的にオンライン会議では、場の空気感や参加者の表情といった非言語的な情報が伝わりにくく、相互間での認識のずれが生じやすい傾向があると言われております。

また、オンライン会議では発言がしにくく、実際の発言が一部の人に偏りやすい傾向があるなど、議論の深まりという点では課題が生じる場合もあります。

したがって、重要な意思決定を伴う会議や、所管の意見調整が必要な会議などの場面では、対面開催のほうが相互理解が進みやすく、合意形成が円滑に進むというメリットもあると考えております。

以上のことから、全ての庁内会議を原則オンラインとするのではなく、会議の性質や目的に応じて、オンライン開催、または対面開催を適切に選択することが業務効率化の観点からも重要であると考えております。

○市長公室次長（舟橋知生）

続きまして、（２）審議会等のオンラインハイブリッド化による現役子育て世代の参画促進についてのア、各種審議会等における委員の年代の傾向についてのお尋ねであります。

審議会の委員構成は、それぞれの審議会の設置目的等により異なっておりますが、標準的な構成といたしましては、市内の公共的団体の代表者、大学教授などの学識経験者、公募委員などで構成されております。このうち市内の公共的団体の代表者については、長く地域に関わって活動してこられた方が多い傾向にあります。

また、学識経験者につきましても、その専門性を身につけられる過程で一定の経験年数が求められる傾向があります。そして公募委員につきましては、20代から50代の働き世代が５割弱という状況であり、審議会全体の委員の年代構成といたしましては、年齢層が高い傾向となっております。

○市長公室長（駒瀬勝利）

続きまして、イ、平日の昼間に庁舎に集める開催方式の市民の参画機会に与える影響についての見解であります。

平日の昼間に開催する審議会などは、仕事や子育てなどにより、時間的制約の大きい働き世代にとっては参加しにくく、結果として委員の年代構成が高くなる傾向にあるところです。

また、移動時間や移動手段の確保についても負担となり得ることから、働き世代などの参画に一定の影響を与える可能性があることは認識をしております。

このため、例えば、今年度開催します小牧市まちづくり推進計画審議会などは、働き世代の委員の方々が参加しやすい平日夜間に開催を予定するなど、個々の会議体ごとに配慮しているところであります。

また、委員などからオンラインでの会議参加を求められた場合には、状況にもよりますが、基本的にはオンライン参加を認める形で会議を開催し、時間や場所の制約をできる限り緩和しているところであります。

今後も、審議会などの性質や議論の内容などにもよりますが、オンラインの活用を適切に進め、幅広い年代の方々の審議会などへの参加機会の拡充と多様な意見の反映に努めてまいりたいと考えております。

次に、ウ、自宅や職場からでも多様な市民が柔軟に参画できるよう、全ての審議会

などにおいてオンライン参加が可能なオンラインハイブリッド開催を標準ルールとすべきとの考えに対する市の見解になります。

審議会などへの幅広い世代の参画機会を拡充する観点から、オンラインの活用は重要であると考えております。特に自宅や職場からのオンライン参加は、時間や移動の制約を軽減し、働き世代をはじめとした多様な市民の参画を促進する有効な手段の1つであるところです。

一方で、さきの庁内会議に関する御質問でもお答えしましたとおり、オンライン会議やオンライン参加は、場の空気感や参加者の表情といった非言語的な情報が伝わりにくく、相互間での認識のずれが生じやすい傾向があると言われております。

また、審議会におきましては、重要な方向性の決定や利害関係の調整が必要な場面では、対面によるきめ細かな意思疎通や、資料の共有、確認のしやすさ、円滑な議事運営が求められるところであります。

したがって、全ての審議会などにおいて、対面参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド開催を一律の標準ルールとすることにつきましては、審議会の目的や特性、参加される市民の意向やデジタルスキルなどにより、その必要性や効果が異なることから、慎重に検討する必要があると考えております。

今後、各審議会の実情に応じて、オンライン参加やハイブリッド方式の導入を段階的に進めることで、市民参画のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○5番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。まず、（1）の庁内会議のオンライン化による業務効率化について、市側の答弁に対する私の所見と要望を述べさせていただきます。

今年2月にMicrosoft 365が全庁導入され、監査業務や出先機関との間での具体的な効率化の実績が出始めている点は、大変すばらしく、高く評価いたします。

また、会議自体を減らすというその考えはとても大切だと私も思っております。

一方で、現場の判断に委ねている部分がとても大きいとも感じました。今年度は小牧市DX推進計画の最終年度、いわゆるゴールの年を迎えているからこそ、全庁的な利用実績の可視化も含め、もう一步踏み込んだ進捗管理を期待したいと考えております。

また、意思疎通や意思決定がオンラインだとしづらいというお話もございましたが、それも民間の場では、商談から契約まで今、全てオンラインで完結するということは日常的に行われている部分でありますので、やはりそこも練習・経験を重ねていくこ

とが大切なんだと私は思っております。

また、災害時の観点からでも、急に地震が起きたとなったときに、全庁で集まることが厳しいとなったときに、オンラインで開催するような場面もあるかもしれません。そうしたときのための練習として、日々の業務でやっていくことが大切なんではないかなと私は思っております。

こういった面も含めて、現場が、何となくこれまでの慣例だから対面だと流されてしまうのではなくて、会議の目的やコストに応じた最適な開催方法を誰もが迷わず選択できるような、より明確なルールへのアップデートを要望いたします。この点についての再答弁は求めません。

続きまして、(2)についてお伺いいたします。

先ほどの御答弁の中で、各種審議会等の委員の年代構成が高齢層へ偏りがちであり、平日の昼間開催が、現役子育て世代の参画のハードルになっているという御認識を共有することができました。夕方以降の開催などの工夫も示されましたが、やはり物理的に庁舎へ集める方式だけでは限界があると思います。

そこで、本市のこれまでの具体的な対応能力について、まず確認させてください。これまで開催された各種審議会等において、委員が現地ではなく、職場や自宅などからオンラインで出席したという実績や事例は過去に存在するのでしょうか。市としての実績をお伺いいたします。

○市長公室次長（舟橋知生）

令和7年度の実績でお答えをいたしますと、介護認定審査会、東部まちづくり審議会、小牧駅前広場等整備基本計画に関する有識者会議や消防における尾張北部地区メディカルコントロール協議会などにおいて、委員の方がオンラインで参加をしております。

○5番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。昨年度も、こうした審議会等での既に多くの会議体で、オンライン参加の具体的な実績があることが確認できました。大変すばらしい対応であり、本市の事務局の対応能力は、既に十分に備わっているという明確な証左であると受け止めました。

しかし、非常にもったいないと感じるのは、現状これらのオンライン参加が、委員からの個別の申出があった場合に対応するというような答弁が先ほどございました。言わば隠れた選択肢のようになっているというふうに感じてしまいます。これでは、最初から平日の昼間は市役所の会議室に行けないからと諦めている現役世代や子育て世代には、その可能性が伝わりません。参画の分母を広げるためには、入り口をオー

ブンにすることが不可欠であると思います。

そこでお伺いいたします。今後、各種審議会等の公募委員を広く募集する際、募集要項や市のホームページなど、最初の委員の応募の段階からオンラインでの参加も可能であることを明確に記載し、広く周知していく考えはあるのか、市の考えをお伺いいたします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

委員を公募する際に、あらかじめオンラインでの会議参加が可能である旨を案内することは、審議会などの性質や議論の内容にもよりますが、参加機会の拡充につながります。

よって、募集段階での案内について、検討をしていきたいと考えております。

以上になります。

○5番（伊藤皇士郎）

審議会の性質による部分はあるにせよ、募集段階での御案内について、前向きに検討していきたいと御認識をいただき、大変うれしく思います。現役世代や子育て世代が、これなら自分でも応募できると思える大きなきっかけになりますので、ぜひ次の公募から具体的な形にさせていただくように期待をしております。

また、オンライン参加を希望する人が応募してきた際に、委員の選定審査において、そのことがマイナス審査にならないようなマイナス評価にならないようなことをしっかりと要望しておきます。

それでは、最後の再質問に移ります。

オンラインを活用した会議運営の推進と同時に、その後に発生する事務処理の効率化も、行政改革における非常に重要なテーマです。庁内会議や各種審議会においては、当然ながらその都度会議録や議事録を作成していることと存じます。民間ビジネスの現場では、手作業のテープ起こしや議事録作成の手間を省くために、オンラインシステムやAIを活用した文字起こしや要約システムを取り入れ、浮いた時間を、本来注力すべき業務へと振り向けることが当たり前となっております。

そこでお伺いいたします。庁内の業務負担を軽減し、より質の高い市民サービスへ職員の時間をシフトさせるため、庁内会議や各種審議会におけるAIを活用した議事録作成システムの活用状況をお伺いいたします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

審議会等の会議録につきましては、従来はICレコーダーで音声を取得し、職員が自ら文字起こしをしたり、専門業者に依頼をしておりました。現在は、自動で文字起こしや要約を行う議事録作成システムを職員が自ら操作をして、大半の会議録を作成

しているところであります。

なお、打合せ等の簡易な会議録につきましては、先ほども御答弁しましたとおり、新たに導入しましたM i c r o s o f t 3 6 5の機能を活用して、議事録の概要を作成を行っております。

以上となります。

○5 番（伊藤皇士郎）

審議会等のフォーマルな場では、既に文字起こしや要約のシステムを、職員自ら操作して大半を作成されていて、日々の打合せでも、M i c r o s o f t 3 6 5の機能を活用されているとのこと、本市のデジタル活用の自力が着実に上がっていることを実感し、大変心強く思います。

今回の質問を通して、庁内会議での活用、審議会等での複数のオンライン参加実績、そして募集段階からの案内検討という前向きな一歩まで確認することができました。この議事録作成の自動化というすばらしい成果を一步進める意味で、ぜひ今後着目していただきたいのが、職員の異動期に多大な負担となっている業務の引き継ぎや、マニュアル作成のA I オンラインシステムの活用です。文字起こしされた日々の会議データや業務手順の記録をクラウド上の生成A I に読み込ませるだけで、煩雑なマニュアルや引継ぎ書を自動で作成することができます。誰でも即座に検索できるという仕組みは、現在の技術で十分に可能です。マニュアルを作る時間がないという現場の負担を劇的に減らすため、D X担当部局が主導し、各現場へ職員を派遣して、こうした実験的な取組をぜひ進めていただきたいと考えます。

本市はまさに今、令和9年度からの次期D X推進計画の策定作業を進められている最中かと思います。3年前には計画書には漠然と記載をされていた生成A I の活用が、今や行政の日常をここまで変えています。変化の激しい時代だからこそ、今回の質問で共有できたオンラインファースト、そしてA I によるさらなる業務革新のグランドデザインを、次期計画の明確な柱として力強く盛り込んでいただければと思います。

個人的には、計画の名前自体も、D X推進計画からA I トランスフォーメーション、いわゆるA X推進計画に変更してもよいのではないかと考えております。さらなる効果的な会議、そして市政運営の推進を強く要望いたしまして、質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2、学校現場から始まる闇バイト加担防止に向けた包括的支援についてであります。

近年、SNSの向こうに潜む犯罪組織、匿名流動型犯罪グループ、いわゆるトクリウの甘い言葉や、身近な知人、先輩からの断れない誘いを端緒として、生徒が闇バ

イト等の組織犯罪、あるいは強盗や空き巣の下見役へと都合よく利用され、重大な犯罪の実行犯へと仕立て上げられる事案が、全国で深刻化しております。

先月、栃木県で発生した強盗殺人事件では、16歳の高校生をはじめとする少年たちが実行犯となり、あまりにも残忍で悲惨な凶行に走ったことが世間に大きな衝撃を与えました。一度個人情報握られれば、逆らえば、家族や友人をひどい目に遭わせるなどと脅迫され、一度足を踏み入れれば、二度と抜け出せない恐怖のシステムに何の犯罪歴もない普通の少年たちが巻き込まれていく、いわゆる犯罪者の素人化と非行の凶悪化は、もはや他県の出来事ではなく、本市の子どもたちのすぐ足元にまで迫る危機です。

子どもたちがこうした犯罪の網に吸い込まれ、ドロップアウトしてしまう背景には、家庭環境や厳しい生育環境、不登校傾向、あるいは義務教育終了後に社会的な無所属となって孤立してしまう、いわゆる15歳の壁などの構造的なリスクが深く絡み合っております。

こうした複合的な課題を抱え、社会的に孤立しがちな子どもたちこそが、犯罪組織の格好のターゲットにされやすいという冷酷な実態があります。未来ある子どもたちを社会的な孤立や犯罪被害、加害の深淵から守り抜くため、学校単位の一律的な啓発活動にとどまるのではなく、教育や福祉に関わる部署、地域そして、警察といった関係機関で連携した包括的支援のセーフティーネットの構築が不可欠であると考え、以下質問をいたします。

(1) 闇バイトへの加担を未然に防ぐための対応について。

アとして、SNSや先輩・知人を介した勧誘、巧妙化する手口に対する学校内での児童生徒への注意喚起はどのように行われているのか、現状をお伺いいたします。

イとして、生徒や保護者への情報提供の現状についてお伺いいたします。

ウとして、特に支援が必要な生徒たちが発する社会的孤立や生きづらさのサインを早期に発見し、関係機関と共有する体制をお伺いいたします。

(2) 関係機関との連携によるセーフティーネット構築について。

巧妙化する闇バイトから子どもたちを守るため、市教育委員会と警察をはじめとした関係機関との間における情報共有といった現在の連携状況をお伺いいたします。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○教育長（中川宣芳）

質問項目2、闇バイト加担防止に向けた包括的な支援についての(1)加担を未然

に防ぐための対応についてのア、学校内での児童生徒への注意喚起はどのように行っているかのお尋ねでございます。

近年の若者が加害者となる犯罪等に関しましては、SNSに起因するものが多いと認識しておりまして、学校におきましては、情報モラル教育を計画的に実施をし、児童生徒がインターネットやSNSを適切に活用できるよう、発達段階に応じた指導を行うとともに、特別の教科、道徳の授業を通じて、他者への思いやりや規範意識など、心の教育の充実にも努めているところであります。

また、より実践的な学びの機会を設けるため、専門家等を招いて授業を実施するなど、具体的な事例を通して理解を深める取組も進めておるところであります。

次に、イ、生徒や保護者への情報提供の現状についてでございます。

闇バイトなどの犯罪の未然防止は、社会全体で取り組むべきものであり、とりわけ家庭での取組が重要であると考えているところです。そのため、生徒に対する情報モラル教育はもちろんのこと、保護者に対しましても、PTA総会や学年懇談会等の機会を捉えて、インターネット利用に伴うリスクや家庭での見守りの重要性について、情報提供を行っておるところであります。

次に、ウ、特に支援が必要な生徒たちの社会的孤立や生きづらさのサインを早期に発見し、関係機関と共有する体制についてでございますが、学校現場におきましては、日常の教育活動を通して、全ての児童生徒の変化を丁寧に観察することにより、学校生活での孤立や、適応への困難を抱える児童生徒を把握するとともに、校内における情報共有を図りながら、問題の早期解決に努めているところであります。

また、児童生徒の家庭環境に関する問題など、複合的な課題を抱える場合には、教職員だけで対応するのではなく、スクールソーシャルワーカーと連携したり、必要に応じて適切な関係機関へつなぐとともに、ケース会議を開催するなど、組織的な対応を行っているところであります。

続きまして、(2) 市教育委員会と警察をはじめとした関係機関との間における情報共有といった現在の連携状況についてでございますが、市教育委員会におきましては、児童生徒が犯罪に巻き込まれないように、小牧警察と日常的に密接な連携を図っておりまして、児童生徒を取り巻く状況や事案に応じて、適宜情報共有を行っています。

また、市内の学校や児童生徒が抱える諸問題の実態につきまして、情報交換を行い、問題の改善に向けての協議を行うことを目的とした生徒指導対策関係機関会議や生徒指導連絡協議会にも警察関係者に御参加いただき、必要な情報提供や助言を受ける体制を整えております。

以上であります。

○5 番（伊藤皇士郎）

順次再質問へと移らせていただきます。

平時の対応については、先ほど御答弁をいただいたとおりに思います。ただ、来月から夏休み期間に入ります。夏休み期間における児童生徒へのセーフティーネットについてお伺いいたします。

長期休業中は、学校という物理的なシェルターが閉まり、教職員の目が直接届かなくなる一方で、子どもたちがスマートフォンを操作し、SNSやサイバー空間のリスクに触れる時間は激増します。年間を通じて最も犯罪の網に引っかかりやすく、リスクが高まるのがこの時期です。万が一、子どもがトラブルに巻き込まれ、怪しいバイトに応募して脅迫されるなどして、1人で孤立してしまった場合、恐怖や不安から、親や先生には相談できないケースもあるのではないのでしょうか。だからこそ、学校が閉まっている夜間や休日であっても、子どもたちが自分たちの力だけで逃げ込めるような相談窓口へのアクセス導線を、大人があらかじめしっかりと周知しておく必要があると思います。

そこでお伺いいたします。これから迎える夏休み期間中において、子どもたちが家庭や地域で社会的孤立になることを防ぎ、万が一の際に、相談窓口へ確実につながることができるよう、市としてどのような指導をしているのか、見解をお伺いいたします。

○教育長（中川宣芳）

長期休業前には、児童生徒が安全で健康な生活を送ることができるように、改めて生活リズムの維持、SNSやインターネットの適切な利用、交通安全、防犯意識の向上などについて、学級活動や全校集会を通じて指導を行っているところであります。とりわけ近年は、犯罪への関与を未然に防ぐ観点から、甘い誘い文句の危険性や、一度関与すると重大な犯罪に巻き込まれる可能性があることにつきまして、周知しているところであります。

併せて、困ったことや不安が生じた際には、必ず保護者や学校、警察、少年センター等に相談するよう指導しているところです。

また、保護者に対しましても、児童生徒が学校外で過ごす時間が増えることから、家庭の役割が極めて重要であると考えており、家庭での見守りの重要性について周知しているところです。

さらに、休業中におきましても、健全育成会のパトロールや日常的な校区の見守りを行うことを通し、子どもたちへの声かけ等をし、児童生徒が孤立しない体制づくり

に努めているところであります。

以上であります。

○5番（伊藤皇士郎）

長期休業前に、学級活動や全校集会を通じて、SNSの甘い誘い文句の危険性を直接指導されていること、保護者への見守りの周知や、地域の健全育成会によるパトロールなど、子どもたちを地域全体で孤立させないための実直な取組が行われていること確認いたしました。

ただし、やはり児童生徒たちには、明確な相談先を示しておく必要があると考えます。例えば、愛知県警の中にはヤングテレホンやeメール相談、そして、シャープ9110が設置されております。こうしたところをしっかりと、こういうところがあるよと教えてあげる周知をすることで、いざというときのセーフティーネットを引けることになると思いますので、周知することを要望いたします。

こうした事前指導を徹底していただくことは大前提として、ここから、防犯意識を家庭や子どもたち自身がリアルタイムに維持し続けるための具体的な情報共有、「パトネットあいち」の推進について伺いいたします。

学校や地域による物理的な見守りがある一方で、ネット空間における闇バイトの募集手口や巧妙化するサイバー犯罪のトレンドは、日々刻々と変化しています。夏休み中に子どもたちがスマートフォンで直面する最新の脅威に対し、休業前に学校で教わった知識や、一度の集会指導だけでは、情報のアップデートがどうしても追いつかないという懸念があります。

本県には、愛知県警が最新の具体的な犯罪手口や防犯上の注意喚起を、登録者にeメールでダイレクトかつ迅速に配信する「パトネットあいち」という優れたシステムが既に存在しています。

そこでお伺いいたします。夏休み期間中も、家庭や子どもたちが最新の防犯情報をタイムリーにキャッチし自衛の盾を持てるよう、学校から保護者、児童生徒自身に対し、このパトネットあいちへの登録を積極的に促していく考えはあるか、市の見解をお伺いいたします。

○教育長（中川宣芳）

パトネットあいちへの登録につきましては、防犯上、有用性は高いと認識しておるところでございますが、登録を行った場合、直接的な実害のない通報も含めて、毎日のように不審者情報などが届くようになり、特に児童生徒につきましては、過度に恐怖を感じさせないようにするための教育的配慮も必要であるかと考えておるところであります。

また、現在におきましても、パトネットあいちから配信される不審者情報等につきましては、緊急性の高い情報については、学校が把握した時点で、児童生徒の安全確保に必要と判断した場合には、担任を通じて、児童生徒や保護者に対して情報を提供することで、児童生徒の安全確保に努めているところであります。

そのため、学校から児童生徒や保護者に対して、パトネットあいちへの登録を積極的に周知することにつきましては、現在のところ予定しておりません。

○5番（伊藤皇士郎）

児童生徒への心理的な影響に対する教育的配慮や、学校が確実な情報を精査して届けるという運用の重要性については理解いたしました。しかし、情報の僅かなタイムラグが、思わぬリスクにつながる懸念もございます。

また、先生がこの情報を発信するかどうかというのは、先生自身に委ねられている部分もあると思います。確実に情報を届けられているかというところも、また疑問に思います。過度な恐怖を与えない工夫をしつつも、警察等のプロが持つデータをいかにタイムリーに家庭に届けていくか、今後の危機管理の在り方として、ぜひ柔軟な手法を研究していただくように要望いたします。この点についての再答弁は求めません。

続きまして、学校外で子どもたちを見守る現場である少年センターとの連携について伺いいたします。

本市において、少年センターがきめ細やかな街頭指導と、温かい相談活動に日々尽力されていることは大変心強いと思っております。小学5年生、中学2年生、高校1年生を対象とした独自の少年の生活意識と行動に関する実態調査など、義務教育終了後も切れ目のない網を敷こうとしている姿勢は、非常にすばらしい取組であると思います。

しかし、現場がこれだけの熱意を持ってキャッチしている生の動向や貴重なデータが、行政の縦割りの壁によって、学校現場と分断されているとすれば、非常にもったいないことだと思っております。定期的な会議での事後的な情報交換だけでは、リアルタイムに激変するネット犯罪のスピードや緊急事案には、到底追いつかないのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。少年センターが街頭巡回や相談活動などで得たデータを、教育委員会や学校現場と結びつけ、子どもを多層的に包み込む連携体制を構築すべきと考えますが、現在の連携状況について伺いいたします。

○教育長（中川宣芳）

少年センターにおきましても、ネット犯罪やトラブルから青少年を守るため、有害情報サイトによる犯罪に巻き込まれないための情報提供、携帯電話のフィルタリング

の普及、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発用リーフレットの発行などが行われているところでもあります。

また、さきの答弁でお答えいたしました市内の学校や児童生徒が抱える諸問題の実態について、情報交換を行い、問題の改善に向けての協議を行うことを目的といたしました生徒指導対策関係機関会議や生徒指導連絡協議会におきましては、少年センターにも出席をいただき、必要な情報提供や助言を受ける体制を整えるなど、連携を図っているところでもあります。

以上であります。

○5 番（伊藤皇士郎）

少年センターが発行するリーフレットによる啓発活動や各種関係機関会議といった既存の枠組みを通じて、学校現場と実直に情報交換、協議を重ねていただけているという現状を確認いたしました。

私が調べたところによりますと、少年センターでは、中学1年生だけではなく、小牧市内の高校1年生の全員にまで相談カードを配布し、義務教育終了後も切れ目のない網を敷こうと努力されていることも確認しております。

定期的な会議体での連携を強固なベースとしつつも、今後は変化の激しいネット犯罪のスピードに対応できるよう、より迅速でリアルタイムな情報共有の在り方についても、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。こちらは要望とさせていただきます。再答弁を求めません。

それでは、最後の質問に移ります。

私が最も重要となるのは、万が一、社会的な孤立に陥ってしまった、あるいは進学後に様々な事情から学校を離れて、社会的ないわゆる無所属になってしまった若者たちを犯罪の網に引きずり込ませないための最後の出口戦略、すなわち就職支援、就労支援の在り方です。

法務省が出している犯罪白書、令和5年版のデータを見ましても、少年院に入院した少年のうち、非行時に就学も就労もしていない無職だった割合では、男子では約3割、女子で約4割に上っています。さらに、男女ともに約4割が高校中退を経験しているということも分かっています。

これらのデータから、学校や職場といった社会的な所属の喪失や、それに伴う生活の不安定さが非行の背景にあることがうかがえます。再犯・再非行を防止するためには、社会内での就学・就労支援の充実が極めて重要であるということです。彼らを地域で孤立させず、健全な社会生活へと踏みとどまらせるためには、すぐにでも相談ができ、生活の自立や実際の就労につながるような受皿となる場所や取組

が不可欠であると考えます。

そこでお伺いいたします。本市において、こうした社会的孤立のリスクを抱える若者たち、あるいは学校を中退してしまったような若者へ就職支援を行う場所が必要だと考えますが、小牧市としては現在どのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○地域活性化営業部長（落合健一）

市が行っている若者への就職支援ということですので、私のほうから答弁させていただきます。

本市が行っている就職支援に関しましては、令和4年2月に、厚生労働省愛知労働局と本市とで締結しました小牧市雇用対策協定に基づき、実施をしているところであります。この協定は、地域の雇用環境における課題を共有し、雇用対策に関する施策を一体的に推進するため締結しているものであって、企業の雇用確保の支援や、若年者、中高年層などの就労支援などの雇用対策と人材確保、仕事と家庭生活の両立支援などのワークライフバランスの実現に向けた取組などを実施しているところであります。

また、春日井ハローワークと連携して、市役所東庁舎1階に小牧市就労支援センターを設置し、本市の生活相談などの各種相談窓口、生活困窮者自立支援事業、障がい者就労支援などの住民サービスと、国が行う職業相談、職業紹介などを一体的に実施することにより、総合的な就労支援サービスの提供を行っております。

このほか、主に若者を対象とした就職支援の取組としまして、厚生労働省の支援機関である春日井若者サポートステーションと連携し、15歳から49歳までの若者や就職氷河期世代を対象に、市役所において、月1回、春日井若者サポートステーションの職員による職業的自立に向けた就職相談などの支援を行っているところであります。

以上であります。

○5番（伊藤皇士郎）

本市が、生活困窮者への自立支援、さらには春日井若者サポートステーション、いわゆる春サポとの連携など、社会的な孤立を防ぐための受皿を既に持たれている現状を確認いたしました。

まとめとなりますが、先般、愛知県内において、お隣、春日井市の17歳の少年が、SNSを通じて闇バイトとしてお金を受け取る役割、いわゆる受け子を担い、詐欺容疑で逮捕されるという事件が報じられました。闇バイトの脅威は、遠い他県の話ではなく、まさにこの愛知の私たちのすぐ身近で、普通の高校生が、次の加害者を生み出す側に回っているという現実があります。

現在、愛知県警は、組織の総力を挙げ、サイバーパトロールや学校での啓発など、前例のない規模で対策に相当力を入れており、今月12日に、対策会議が行われたとのこと。警察が最前線でこれほど本気で動いているからこそ、足元の自治体である小牧市が、縦割りの隙間で子どもたちを社会的孤立の中に埋没させてはなりません。

本日確認できた少年センターとの連携や、春サポ等による就職支援などのすばらしいセーフティーネットを、役所のパンフレットや窓口の中に眠らせているのはあまりにももったいないことだと思います。市が主体となり、市ホームページへ分かりやすい専用ページを速やかに開設すること、さらには、市公式LINEなどを最大限に駆使したプッシュ型の情報発信を通じて、困っている家庭へ、いつでもここに頼っていんだというメッセージを確実に届ける周知徹底を強く要望いたします。

子どもたちが犯罪組織の使い捨てにされるのを防ぐために、愛知県警や外部機関との強力な対策ともしっかり連携をして、誰一人取りこぼさない小牧型の包括的支援体制を早急に、これまでよりもさらに強固にしていきたいと思います。そして、それをさらに愛知県や県立高校を巻き込んだ広域ネットワークへと発展させるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、山田美代子議員。

○10番（山田美代子）

10番、山田美代子。

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2項目質問させていただきます。

質問に入る前に、中央図書館のすばらしい取組を紹介させていただきたいと思います。

今月2日から、図書館1階のイベントスペースの横に特設会場を設け、小中学校で使用する教科書を展示しています。ちょっといろいろとお伝えしたいんですけど、長くなりますので、特に今年度は、図書館司書さんたちの工夫によって、とてもすばらしい展示レイアウトになっています。私は大変感動しましたので、この場をお借りしまして、いつも図書館バックヤードで奮闘している司書さんたちに感謝の気持ちを申し上げます。皆さん、ぜひ見に来てください。よろしくお願いします。

それでは、質問項目1、スターバックスコーヒージャパンとの契約について。

私は、この問題に関して何度か質問してきました。最初は、カフェ面積140平米分の賃料をなぜ取らないのか、加算賃料の1%は低いのではないのか、また、水道光熱費を取らないのはなぜかと質問していました。スターバックスコーヒーの優遇の契約内

容になっていることに納得がいきませんでした。契約の内容を見直すべきではないかと、令和4年6月第2回定例会で質問しました。このときの市長の答弁を引用させていただきます。

平成38年3月31日までの覚書ということですから、この間は一方的に変更はできないよということだと思います。その後のことについては、やはり社会情勢だとか、売上げの状況だとかございますので、双方の合意があれば、これは変更できるのではないかとこのように思いますから、それについて山田議員がおっしゃるように、光熱水費の問題やら、いろいろと社会情勢の変化もありますから、そういうところで検討の余地は当然ながらあるというふうに思いますと、答弁しています。

ということは、覚書の契約内容についての見直しのチャンスではないかと期待する思いで、昨年、令和7年12月、第4回定例会で、スターバックスコーヒージャパンと交渉するに当たり、カフェ面積140平米分の賃料を徴収すること、加算賃料の1%を上げること、使用した分の水道光熱費を徴収することを提案させていただきました。

現在、スターバックスコーヒーが、変わりなく中央図書館内で営業されているということは、契約更新がされたということですから、覚書の契約内容、更新の内容について確認させていただきたいと思い今回は質問いたします。

それでは、(1)小牧市中央図書館カフェ設置及び運營業務に関する覚書についてです。

アとして、新たに交わした覚書の内容をお尋ねいたします。

イとして、新たに交わした覚書の契約有効期限をお尋ねいたします。

(2)スターバックスコーヒージャパンが、中央図書館内で使用する水道光熱費についてです。今まで分からないとか、把握してないとか言われてましたが、店舗を入れることは分かっていたので、それを把握しない、できないというのは、ちょっと考えられないと思いますので、今回はアとして、今までに使用された水道使用量。

イとして、今までに使用された電気使用量。

ウとして、今までに使用された水道使用料金。

エとして、今までに使用された電気使用料金をお尋ねいたします。

最後に、オとして、市はスターバックスコーヒージャパンに対して、水道光熱費を徴収するべきだと思うが、市の考えをお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○教育部次長（長谷川隆司）

質問項目 1、スターバックスコーヒージャパンとの契約について、(1) 小牧市中央図書館カフェ設置及び運營業務に関する覚書について、アとして新たに交わした覚書の内容についてであります。

新たに締結いたしました覚書の内容といたしましては、まず、第 2 条の目的の規定において、市は、小牧市中央図書館 1 階のカフェスペースの使用を行政財産目的外使用許可に基づいて許可し、カフェを運営させるものとし、カフェ事業者は、この覚書のほか、新小牧市立図書館カフェ設置及び運営事業者選定プロポーザル実施要領に定めるところに従い、カフェの設置及び運営を行わなければならないと定めています。

その上で、使用用途の制限、譲渡または転貸等の禁止、有効期限、行政財産目的外使用、カフェの使用の責任、カフェの運営に係る設備等の設置及び撤去等、退去の申出、カフェの維持管理などといった条項により、構成しています。

続きまして、イとして、新たに交わした覚書の契約有効期限についてであります。有効期限につきましては、令和 9 年 3 月 31 日までとし、ただし、覚書の内容に異議がない場合、1 年ごとに自動更新されることとなっております。

私からは以上であります。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、(2) スターバックスコーヒージャパンが小牧市中央図書館内で使用する水道光熱費について。ア、今までに使用された水道使用量について、イ、今までに使用された電力使用量について、ウ、今までに市が支払った水道使用料金について、エ、今までに市が支払った電力使用料金につきましては、関連がありますので、一括で答弁をさせていただきます。

令和 7 年第 4 回定例会の一般質問で、山田議員にお答えしましたとおり、中央図書館におけるカフェスペースにつきましては、市民参加のワークショップやアンケート調査などで多くの市民の皆様から強い要望をいただいたことから、1 階に設けることとしたものでありますが、実際に出店していただく事業者がいなければ、市民の皆さんの要望に応えることができない上、そのスペースは空きスペースとなってしまいます。

そのため、出店いただくカフェ事業者の公募を実施するに当たり、カフェスペースの床、壁、天井などの内装工事や設備機器を全て出店事業者の負担で整備していただくことを前提とした上で、カフェ事業者が出店しやすい条件を整理する中で、光熱水費は市の負担とする一方、売上高に応じた加算賃料の御提案をいただくことなどを決定し、プロポーザルにより、広く出店事業者を募集することとしたものであります。

そのため、これまで加算賃料を頂く代わりに、水道光熱費は徴収しておりませんの

で、カフェスペースエリア内で今までに使用された水道及び電気の使用量と、今までに市が支払った水道及び電気の使用料金につきましては、把握はしておりません。

続きまして、オとして、市は、スターバックスコーヒージャパンに対して、水道光熱費を徴収するべきとする御意見に対する市の考えについてであります。

こちらにつきましても、令和7年第4回定例会の一般質問で山田議員にお答えしましたとおり、現在のカフェ事業者につきましては、中央図書館の開館以来、多くの市民の皆様から大変好評をいただいていることなどから、市といたしましては、更新時期に合わせて、改めて公募するのではなく、市と現在のカフェ事業者の双方合意の上で、引き続き出店いただけるよう協議を行ってまいりました。

協議に当たりましては、あくまでも出店の継続という形となりますので、基本的には当初の出店条件も継続する前提で協議を行い、新たな覚書を締結しておりますので、引き続き加算賃料を頂く代わりに、水道光熱費を徴収する考えはありません。

以上であります。

○10番（山田美代子）

それでは、順次再質問させていただきます。

新たに交わした覚書の内容についても説明がありましたけど、よく分かりません。私が知りたいのは、再三、私が提案している賃料がどうなったのか、加算賃料がどうなったのか、水道光熱費がどうなったのかという覚書の中身を知りたかったのですが、市民にとっても分かりにくい説明だったと思います。

有効期限は令和9年の3月31日で、お互いに何も異議がなければ1年ごとに更新だということが分かりました。今答弁の中にありましたカフェスペースとありますけれども、ここ1つだけカフェスペースです。行政財産目的外使用で使用しているカフェスペースとしている面積を、いま一度確認させてください。

○教育部長（矢本博士）

カフェスペースの面積は約140平方メートルであります。

以上であります。

○10番（山田美代子）

だからそのカフェスペースの面積がおかしいんですね。賃料が発生している部分は、中央部分とバックヤードの51.9平米なんですね。だからそもそも最初の覚書ではなくて、公募プロポーザルのところにも、カフェスペースが140平米とかしてあるものですから、それも今後厨房とバックヤードしか取らないのであれば、そこも変更していただきたい、するべきだと思います。これは意見です。

あと、交渉をどのように進められたのか、交渉を行われた日時とその内容について、

お尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

カフェ事業者との協議につきましては、当初の覚書の期限が令和8年3月31日まででありましたので、令和7年度当初から協議を開始しております。そして令和8年7月には、市からカフェ事業者に対しまして、営業の継続に当たり、加算賃料の値上げにつきまして検討を依頼いたしました。

しかし、カフェ事業者からは、少しずつ売上げが上がっているのは、物価の高騰に合わせて商品価格を値上げしたことによる部分が大きく、近年の原材料費や人件費の高騰などに伴う経費上昇分を賄えるほど売上げが上がっていないといった厳しい経営状況から、加算賃料を上げることは難しいとの回答がありました。

その後、令和7年第4回定例会におきまして、山田議員の一般質問において、加算賃料の値上げについて御意見をいただきましたことから、改めてカフェ事業者に対しまして、加算賃料の値上げについて検討の依頼をさせていただきましたが、結論は変わらず、最終的に双方合意の上で1%を継続することとし、新たな覚書を締結したものであります。

以上であります。

○10番（山田美代子）

では、確認させていただきますけれども、こちらから提案されたのは、加算賃料の1%を上げていただけないかという提案、それだけだったということでしょうか、お伺いします。

○教育部長（矢本博士）

まず先ほどの答弁の中で、私、カフェ事業者に対しまして、営業継続に当たり、加算賃料の値上げについて検討の依頼をしたという年月を令和8年7月と申し上げましたが、正しくは令和7年7月の誤りでございます。謹んで訂正をさせていただきます。

続きまして、答弁ですが、令和7年第4回定例会における山田議員の一般質問にお答えをしましたとおり、市といたしましては、今回の覚書の更新に合わせまして、公募を行うのではなく、市と現在のカフェ事業者の双方合意の上で、引き続き出店を継続していただくことを前提に交渉をしております。

交渉に当たりましては、あくまでも出店の継続という形となりますので、基本的には当初の出店条件を継続する前提で交渉をしております。そうした中におきましても、市といたしましては、加算賃料の増額を検討していただけないかの投げかけをしたものであります。

以上であります。

○10番（山田美代子）

市とスターバックスコーヒーとの1回目の交渉は令和7年の7月29日に行われた。そこでは1%についてパーセントを上げていただくことを期待している、そういう提案をしたということですね。

だから、基本的な賃料のことも、カフェスペース140平米とっているんだから、その分を取るということ。私が提案以前にもしていたということ、賃料と水道光熱費についての投げかけは全くしていないということでもよろしいんでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

改めまして、カフェ事業者の出店条件につきまして申し上げますと、まず初期投資として、カフェスペースの床・壁・天井などの建築内装工事に係る費用、テーブル・椅子・厨房機器など中期備品に係る費用、LANや電話など通信設備に係る費用などを負担していただく形を取りました。

その上で、行政財産目的外使用料につきましては、カフェの厨房及びバックヤード部分について徴収させていただくことや、光熱水費は市の負担とする一方で、売上高に応じた加算賃料の御提案をいただくことといたしました。

この条件で公募を行った結果、事前の段階では複数の事業者から問合せをいただいておりますが、実際に応募をいただきましたのは、現在のカフェ事業者1社でありました。

こうしたことから、光熱水費は市の負担としておりますが、出店いただく条件設定を全体で見た場合は、必ずしも出店者に有利なものとなっていなかったのではないかと考えております。

以上のことから、当初の条件を継続することとしたものであります。

以上であります。

○10番（山田美代子）

繰り返し同じ説明をありがとうございます。

前市長は、社会情勢だとか売上げの状況だとか、これは言っておられます。まさにスターバックスコーヒーさんは、今回の契約のこちらからの投げかけに関して、自分のところも厳しいんだよということをおっしゃられていますが、スターバックスコーヒー日本の決算、2024年度のものなんですけど、日経新聞に掲載されていて、それによりますと、売上高3,251億円、純利益185億円、すごい、グラフを見ても上がっているんですよ。直近で過去最高となっているんです。このような状況だから、私はもう払っていただく、上げるチャンスだと思ったんです。

なおかつ、スターバックスコーヒージャパンさんの内容を見ますと、もちろん光熱費、人件費や物価が高騰しています。しかし、それにかかわらず、売上原価、人件費はかなり抑えているようです。売上げは過去最高となっています。このような状況で、何か払っていただかないというのもおかしいと思うんですね。

ひょっとしてもう業者が決まったかもしれませんが、市役所本庁舎の食堂と出店者の募集がありました。ここには、水道及び電気料金の実費負担としてあるんですね。こういうところこそ厳しい、今も業者が出てきていないわけですよ。経営が厳しいから出て行かれたと思うんですよ。こういうところこそやはり厳しいので、免除するということは考えられるんですけど。

私は思うに、ちょっと言葉が悪いのでやめましたけど、やっぱりそういう状況で、本当にしっかり売上げを上げているのに、スターバックスさんの自分のところも厳しいというのもそれを真に受けるんじゃないくて、結局のところ、この水道光熱費というのは市民の税金が使われているというところを市側の立場として、そこは訴えて交渉してほしかったんです。本来はやはり、すみません、前市長が契約したわけだから、市長が認めて契約が行われたわけですから、前市長がいるときに責任をもって本当は交渉していただきたかったんです。その旨も伝えましたが、いろいろ忙しくて、市長の置き土産です、市民にとってはよくない置き土産をしていったと私は感じております。

一応（１）の再質問はもうありませんけれども、交渉内容もお尋ねいたしました。結局向こうの言うがまま、そのままの契約で何も変わらなかった、そこが聞きたかったんですよ。なので、オープン当初からの覚書のままの契約内容、賃料も加算賃料も水道光熱費も取らない、それも全く変わらないということですね、これ１つだけ確認させてください。

○教育部長（矢本博士）

覚書の更新に当たりまして、そうした契約内容は変わっておりません。

ただし、市からカフェ事業者に対しまして負担増の要望ができるということは、カフェ事業者から市に対して負担減の要望もできるということでもありますので、そうした厳しい協議であることも、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○１０番（山田美代子）

取りあえず今のところは変わらない。

ただ、次期契約、有効期限が令和９年３月３１日ですので、１年ごとにお互いに何かなければ契約更新をしていくということなので、それに向けてやはり交渉していただ

きたいと思います。これは私の要望です。

(2) の再質問に入ります。

ア、イ、ウ、エの水道使用量や電気使用量、水道料金や電力使用料は把握してない、これおかしくないですか。図書館に店舗を入れることは分かっていたはずだから、ちゃんとメーターを設置して、やっぱり普通なら業者が支払うべきだと思うんですよね、違いますかね、普通なら。契約でと言われましたけど。

電気使用量については、メーターは確認させていただいていないので、私何とも言えないんですけど、ただ、やはり店舗に行く水道使用量、電気使用量は分かるはずで

す。

水道使用量なんですけど、以前に、私が水道光熱費を徴収することについてお尋ねしたときに、そのときの図書館長は矢本さんだったと思うんですけども、そのときに、水道料金を把握してない、メーターがついていないから分からないとも答弁されているんですね。そのことについて、水道メーターについてちょっとお尋ねしたいと思います。

図書館の建設に係る仕様書のメーターの名前があるんですけど、たしかパルスメーターとかしてましたけど、私が想像していたのがついていました。で、その水道メーターに関しては、水道メーターを製造して8年で取り替えるというふうになっていますので、大体小牧市、ほかでもそうらしいですけど、7年で取り替えているそうです。ですから、今までに使用された水道量総量というのは、そのメーターを見れば分かるはずなんです。そうすると、どれくらいの量でどれくらいの金額かというのもある程度出てくると思うんですね。

私が知りたいのは、今まで幾らスターバックスコーヒーさんに市の税金が払われているか、そこがもう一番やっぱり気になるところで、市民からもそこはやはり納得できないと思うんですね。なので、市内で喫茶店を営業されている店主の方からは、自

分たちはちゃんと店舗テナント料も払って、水道光熱費も払って、頑張って営業しているのということで、不満の声は常に聞いています。今のところ取らないということですけど、令和9年3月31日の更新時、1年ごとの更新時に向けて、ちょっと検討していただきたいと思います。

もし、市長代わりましたので、そのことについて、天野市長の考えをお聞きできればと思います。天野市長さんは、今までこういう経過を御存じなかったと思います、多分。なので今突然ですので、お答えできないかもしれませんが。

○議長（舟橋秀和）

山田議員、先ほどから随分聞いてますが、質問に対して、もう少し簡明に整理して質問してください。

○10番（山田美代子）

すみません。

一応最後に、所見をもしあれば、求めたいと思うんです。

○教育部長（矢本博士）

これまでの繰り返しの答弁となりますが、現在のカフェ事業者につきましては、中央図書館の開館以来、多くの市民の皆様から大変好評をいただいていることなどから、市といたしましては、更新時期に合わせて、改めて公募をするのではなく、市と現在のカフェ事業者の双方合意の上で、引き続き出店いただくよう交渉を行ってまいりました。

交渉に当たりましては、あくまでも出店の継続という形となりますので、基本的には当初の出店条件も継続する前提で交渉を行い、新たな覚書を締結しておりますので、引き続き光熱水費を徴収する考えはありません。

以上であります。

○10番（山田美代子）

何度も同じ説明をありがとうございます。

それでは、質問項目2、篠岡地区の児童クラブについて、お尋ねいたします。

篠岡地区学校再編計画により、現在は、篠岡、桃ヶ丘、陶、光ヶ丘、大城と5つの小学校がありますが、令和9年4月からは、桃花台東小学校と桃花台西小学校の2校に再編されます。それにより、各小学校に開設されている児童クラブも5か所から2か所に再編されます。

また、2つの児童クラブの運営については、業務委託することが決まっています。3つの小学校がなくなるということは、児童クラブも当然なくなります。分かったことだという感じではないでしょうか。

また、学校再編、令和9年4月のタイミングで児童クラブの運営を民間に業務委託することは、私も最初聞いたときに「えっ」と思い、不安でしかありませんでした。篠岡地区の児童クラブ支援員の方からは、私たちだけ、ほかの地区と比べて、何でこんな二重苦なんですかねという言葉もお聞きしました。

支援員の方や子どもたちが、2つの児童クラブに不安なくスムーズに移動できるのだろうかという心配をする思いから、以下の質問をさせていただきます。

(1) 現在の児童クラブの現状について。

アとして、各児童クラブの利用児童数をお尋ねいたします。

イとして、各児童クラブの職員数をお尋ねいたします。

(2) 令和9年4月からの桃花台東児童クラブと桃花台西児童クラブについて。

アとして、職員等への説明はされているのでしょうか、お尋ねいたします。

イとして、各児童クラブの想定利用児童数をお尋ねいたします。

ウとして、各児童クラブで必要な支援員の数をお尋ねいたします。

エとして、児童クラブの活動場所、部屋は十分に確保できるのかをお尋ねいたします。

以上1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○こども未来部次長（野田 弘）

質問項目2、篠岡地区の児童クラブについて、(1) 現在の児童クラブの現状についてのア、各児童クラブの利用児童数についてのお尋ねであります。

夏休みなど学校長期休業期間のみの利用を含めた本年6月1日時点の利用登録児童数で答えをいたします。

篠岡児童クラブが80人、桃ヶ丘児童クラブが77人、陶児童クラブが63人、光ヶ丘児童クラブが85人、大城児童クラブが87人であります。

次に、イ、各児童クラブの職員数についてのお尋ねであります。

各児童クラブに配置している本年6月1日時点の職員数で答えをいたします。

篠岡児童クラブが、所長1人、指導員1人、支援員7人の合計9人。

桃ヶ丘児童クラブが、所長1人、指導員1人、支援員8人の合計10人。

陶児童クラブが、所長1人、指導員1人、支援員4人の合計6人。

光ヶ丘児童クラブが、所長1人、指導員1人、支援員8人の合計10人であります。

大城児童クラブについては、特定非営利活動法人10人村へ運営を委託しており、所長以下9人を配置しています。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、（２）令和９年４月からの桃花台東児童クラブと桃花台西児童クラブについて、ア、職員等への説明についてのお尋ねであります。

令和８年第１回定例会において、関連予算が議決された後、４月の第１回所長会議において、市内全児童クラブの所長へ、篠岡地区の学校再編に伴う児童クラブの再編と、令和９年４月１日から篠岡地区の２つの児童クラブで運営委託を継続・拡大することについて、説明をいたしました。

その後、５月中旬までに既に運営委託している大城児童クラブを除く４つの児童クラブにおいて、職員に対し説明会を開き、今後のスケジュールや委託移行によるクラブの運営面、雇用に関して、丁寧に説明を行っております。

また、篠岡地区の５つの児童クラブを現在利用している保護者に対しても、学校再編に伴う児童クラブの再編と運営委託について、保護者との連絡ツールである安心でんしょばとを通じてお知らせをしております。

以上になります。

○こども未来部次長（野田 弘）

続きまして、イ、各児童クラブの想定利用児童数についてのお尋ねであります。

学校再編後の各児童クラブの想定利用登録児童数について、現時点では、加入申込前でありますので、先ほどの夏休みなど学校長期休業期間のみの利用も含めた本年６月１日時点の利用登録児童数を基に想定した利用登録児童は、桃花台東児童クラブが２１２人、桃花台西児童クラブが１８０人であります。

次に、ウ、各児童クラブで必要な支援員の数についてのお尋ねであります。

小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、１支援の単位ごとに、放課後児童支援員を２人以上配置することとなっております。学校通常期においては、桃花台東児童クラブは４支援の単位を想定しておりますので、８人以上の放課後児童支援員を、桃花台西児童クラブは３支援の単位を想定しておりますので、６人以上の放課後児童支援員を配置する必要があります。

また、特別な支援が必要な児童の利用に当たっては、支援員を加配するなどして、受入れの体制を整える必要があります。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、エ、児童クラブの活動場所は十分に確保できているのかのお尋ねであります。

活動場所につきましては、学校通常期、利用児童が増加する学校長期休業期間の活動場所においても、想定利用登録児童数を基に、教育委員会との調整の上、それぞれ

確保しております。

桃花台東児童クラブにつきましては、専用のクラブ室3室のほか、学校と共用で多目的室と特活教室を、桃花台西児童クラブにつきましては、専用のクラブ室を4室確保しております。

以上になります。

○10番（山田美代子）

それでは、再質問させていただきます。

（1）アのお答えで、長期休業日期間も含む人数をお答えいただきましたが、それぞれの通常時が何名で、長期休業期間は何名、その内分けをお尋ねしたいと思います。

○こども未来部次長（野田 弘）

本年6月1日時点の利用登録児童数のうち、通年期の利用登録児童数は、篠岡児童クラブが60人、桃ヶ丘児童クラブが50人、陶児童クラブが45人、光ヶ丘児童クラブが58人、大城児童クラブが68人であります。

以上であります。

○10番（山田美代子）

夏休みは本当に増えるので、現在は夏休みは特に人手、支援員の方の人数も足りなくなるので、現在は人材派遣会社等に委託しているという状況になっていると思います。

それで職員数についてなんですけれども、現在は全部合計すると44名ということなんですけど、これに関係して、後でまた質問をさせていただきます。

（2）の令和9年からの桃花台東児童クラブと西児童クラブについて、東児童クラブが212人、西児童クラブが180人を想定しているということなんですけど、どこの小学校の児童クラブの子が何人で、東児童クラブで210人になるということなので、その内訳をお尋ねいたします。

○こども未来部次長（野田 弘）

再編後の想定利用登録児童数の算出に当たりましては、桃花台東児童クラブ212人につきましては、篠岡児童クラブの利用登録児童80人、光ヶ丘児童クラブの利用登録児童85人、大城児童クラブの利用登録児童のうち47人を想定しています。

桃花台西児童クラブ180人につきましては、桃ヶ丘児童クラブの利用登録児童77人、陶児童クラブの利用登録児童63人、大城児童クラブの利用登録児童のうち40人を想定しております。

以上です。

○10番（山田美代子）

それぞれの内訳をありがとうございます。内訳は分かりましたが、加配、配慮が要る児童への現在の状況をお伺いします。

○こども未来部次長（野田 弘）

現在の児童クラブにおきまして、加配の職員数についてお答えをさせていただきます。現在の各児童クラブに配置している本年6月1日現在の職員数のうち、特別な支援が必要な児童に対する各児童クラブにおける加配の職員数は、篠岡児童クラブが0人、桃ヶ丘児童クラブが0人、陶児童クラブが1人、光ヶ丘児童クラブが1人、大城児童クラブが1人であります。

以上です。

○10番（山田美代子）

すみません、ちょっと質問の順番が逆になりましたけど、分かりました。引き続き業務委託になっても、加配ももちろんされるということは、仕様書で確認しておりますので、それはいいというふうに思います。

私がクラブの支援員さんから聞いた心配事というのが、やはり今までの子たちが2か所に集中するので、当然現在の支援室では足りなくなる。今お答えでは、東児童クラブのほうは3室のほか、学校と共有で多目的室等特別教室をというふうになっております。西児童クラブは4部屋あるので、それで足りるということだと思えるんですけども。ここで専用クラブ3室のほか、多目的室とか特別教室を使うことによって、支援員さんたちへの負担とかはないんでしょうか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

桃花台東児童クラブ、西児童クラブ、それぞれ教室のほうは確保させていただいておりますが、それぞれ教室のほうが離れていたりとか、そういったことがありますので、そこら辺のお子さんの移動とかも考えまして、一定の負担はあるかとは思いますが、それを見越した形の職員配置をお願いするようにしておりますので、そこら辺は一応想定はしております。

以上になります。

○10番（山田美代子）

答弁がありました。きちんとやっていただければいいかなというふうに思いますので、今後受託業者が決まっていきますので、そのときに市側が要望としてきちんと職員さんたちが、会計年度任用職員さんから、本当に3月31日で、4月1日からぽつんと任用の雇われ方が変わってくるわけですから、職員さんたちからはそのことに関してどのような意見が出ていますでしょうか、お尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

職員のほうから主に、他の児童クラブへ移って、市の会計年度任用職員として残ることができるのか、委託事業者へ移るかどうかの意向確認があるのかの確認や、仮に委託事業者に移って継続雇用する場合の給与や福利厚生など、雇用の安定性についての不安に対する質問のほか、運営委託後の市と委託事業者の役割分担や今後のスケジュールなどについて、質問や意見がございました。

以上になります。

○10番（山田美代子）

現在の児童クラブは、所長さんがいて、指導支援員いて、支援員いて、あと支援員補助ですか、そういう職員体制だと思うんですけども、民間に業務委託されても、それについては変わらないんでしょうか、お尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

委託後につきましても、基本的に運営に当たっては、所長以下という形にはなりますが、所長を補助する支援員と指導員と支援員により運営していただくこととなります。

○10番（山田美代子）

体制が変わらない、そこはいいかなというふうに思うんですけども。

すみません、先ほどの質問にちょっと戻るんですけども、現在クラブの職員数を合計したら44人だったんですけども、今後、受託業者が変わった場合の人数の想定、児童クラブ支援員の人数が、東児童クラブが8人以上というふうにしてます。そして、西児童クラブは6人以上としているんですね。以上としているので、はっきりと数字は分からないんですけども、44人いる支援員の方が14人以上ということなんですけど、これで支援員の人たちもいろいろな考えの方がおられると思うんですね、このまま桃花台の児童クラブに残りたい方、会計年度任用職員さんで。

○議長（舟橋秀和）

山田委員、先ほども申しましたけれども、一般質問するということはもう分かっているはずですから、きちっと整理をされて、質問をしていただきたい。理事者のほうも、回答が困るような質問はしないでください。

○10番（山田美代子）

申し訳ございません。その数だけちょっと、こういう数で大丈夫なんだろうということをお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

先ほど御説明させていただきましたように、条例上の基準はあります。それ以上は確保していただくことにはなりますが、一般的に児童クラブの職員につきましては、

週5日勤務の方、週4日勤務の方、週3日勤務の方とか、いろんな雇用形態で働いてみえる方がお見えになりますので、現在の数字と比べて、基準上の数字は少ないように見えますが、実際は個々の雇用形態に合わせた形で雇用していただくことになりますので、その分の職員配置はしていただくことを想定しております。

以上になります。

○10番（山田美代子）

十分に職員の人たちの要望を聞いて進めていってほしいと思います。

やはり一番また心配なのは子どもたちですね、今まで本当に慣れた大好きな先生が児童クラブにすることで、私も児童クラブの子どもさんたちにいろいろお伺いしてる。本当に児童クラブ楽しいというふうに言ってるんですね。でも顔見知りの先生がいなくなったことによって、子どもたちが今問題の不登校とか、いじめとか、いろんな問題につながらないかなというのも心配しております。今後、委託業者が決まって、そこでいろいろ仕様書に沿ってやっていくわけですけど、とにかく現時点では、支援員の方の意見をよく聞いて、なるべく意に沿うような形でやっていただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時47分 休 憩）

（午後1時00分 再 開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、諸岡英実議員。

○13番（諸岡英実）

13番、諸岡英実、失礼いたしました。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました質問項目2点について、質問をさせていただきます。

質問項目1、自転車利用の環境整備について。

早速ですけれども、パネルに御注目をお願いいたします。

こちらは本年4月、自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の施行に合わ

せて、愛知県が作成した資料の一部です。こちらにクイズが載っておりますけれども、16歳以上の自転車運転者を対象に、ながらスマホ、信号無視、右側逆走、一時不停止、傘差し運転、無灯火運転、並進走行などの違反行為に反則金が課されることとなりました。一時不停止が、かなり青切符では切られる対象としては多い件数だそうですが、公道における並進走行の違反行為にも反則金が課されるようになったことや、車道の右側通行、逆走行為にも反則金が課される点にも、特に注意が必要です。

免許制度ではない自転車では、こうした改正があるごとに、交通ルールを知る機会が十分でなく、知らないまま罰せられる事態を防ぐための行政の情報提供も大変重要です。

また、車道走行の原則が強まる中で、自転車通行空間の整備も喫緊の課題であり、令和8年1月に、小牧市自転車ネットワーク計画が策定されたことも踏まえ、伺います。

パネル終了して大丈夫です。お願いします。失礼しました。

(1) 自転車の安全利用に向けた情報提供について。

アとして、市民への新たなルールと反則金に関する周知の取組を問う。

イとして、免許制度のない自転車では、購入時に交通ルールを知る機会が保障されていません。自転車購入時に説明資料提供を行うなどの取組について、市の考えを伺います。

(2) 小牧市自転車ネットワーク計画の推進について。

青切符制度の導入により、車道走行の原則が実質的に強まる中、自転車通行空間の未整備区域が多くある現状に対し、優先整備区間の整備に向けた取組の推進について、考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市民生活部長（小川真治）

質問項目1、自転車利用の環境整備について、(1) 自転車の安全利用に向けた情報提供について、ア、市民への新たなルールと反則金に関する周知の取組についてですが、令和8年4月1日施行の改正道路交通法により、自転車に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。

自転車は多くの市民が利用しており、年齢層も子どもから高齢者まで幅広いことから、本制度の円滑な導入と市民の理解促進を重要課題とし、積極的かつ多角的な周知啓発に取り組んでまいりました。

具体的には、令和8年1月以降、広報こまきや市ホームページへの掲載に加え、公式LINE等のSNSを活用した情報発信、さらには、各種デジタルサイネージにおける動画配信を行うなど、多様な媒体を通じて、幅広い世代の自転車利用者に情報が届くよう取り組んでまいりました。

また、子どもや高齢者を対象とした出前講座などを開催するとともに、区民の皆様への周知を図るため、結ネットを活用し、区長の皆様に回覧をお願いするなど、きめ細かな周知も行っておりました。

加えて、外国人市民への周知につきましても重視し、毎月発行する外国語版生活情報誌において、ポルトガル語やスペイン語のほか、やさしい日本語を含む6言語に翻訳した自転車のルールを掲載するなど、多様な市民に伝わるよう工夫を行っております。

さらに、青切符制度の対象が16歳以上であることを踏まえ、適用直前の令和8年3月上旬に実施された愛知県警察の集中啓発期間に合わせ、市内中学校を通じて、中学3年生へチラシを配布し、交通ルールを遵守する意識の醸成に努めてまいりました。

青切符制度は、本年度から開始されたばかりであり、今後もその趣旨や具体的内容について、継続的な周知啓発が必要であると認識しております。引き続き、小牧警察署や市教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら、市民一人一人の安全意識の向上と、交通ルールの遵守に向け、周知啓発に取り組んでまいります。

続きまして、イ、免許制度のない自転車は、購入時に交通ルールを知る機会が保障されていないため、購入時に説明などを行うなどの取組についてであります。自転車購入時における交通ルールの説明や資料提供につきましては、利用者の安全意識の向上に資する1つの方法であると認識しております。

一方で、自転車の購入形態は多様化しており、インターネット販売の増加や、一部の自転車販売店においては、既にチラシ等の配布が行われている実態も踏まえ、購入時の機会のみにとらわれることなく、幅広く市民に対して、自転車の交通ルールの周知啓発を図ることが重要であると考えております。

市といたしましては、今後も学校における交通安全教室や地域での出前講座などの開催に加え、警察や交通安全協会などの関係団体と連携した啓発活動を推進してまいります。

また、広報こまきや市ホームページ、SNSなどを活用し、様々な機会を通じて市民の皆様への周知啓発に取り組み、自転車利用者の安全確保に努めてまいります。

以上であります。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、(2) 小牧市自転車ネットワーク計画の推進について。

自転車通行空間の未整備区間が多く残っている現状に対し、優先整備区間の整備に向けた取組の推進についてのお尋ねであります。

自転車は、通学・通勤などといった日常生活の様々な場面で利用され、近年は、健康志向の高まりや環境負荷軽減の観点から、自転車の利用者は増加傾向であります。

一方で、自転車関連の事故は依然として発生しており、安全で快適な自転車利用環境の整備が一層求められております。

こうした状況を受け、平成29年5月に、自転車活用推進法が施行され、令和2年2月に、愛知県では、自転車活用推進計画が策定されております。これらは自転車通行空間の計画的な整備を促すものであり、本市におきましても、自転車利用の実情や関連計画を踏まえ、通行空間の整備に向けた小牧市自転車ネットワーク計画を令和8年1月に策定いたしました。

本市における自転車の利用実態としましては、主に通学を目的とした利用が多い状況であり、自転車事故の発生状況等を踏まえ、自転車需要が高いと考えられる路線や自転車利用が想定される施設をつなぐ路線などを中心に、自転車通行空間を整備していく必要がある路線として、国道や県道も含め、市内の延長約88.2キロメートルを自転車ネットワーク路線に選定いたしました。

このうち既存の尾張広域緑道など、約27.8キロメートルを整備済み区間としてネットワークに組み入れており、今後、整備が必要な市道区間としましては約39.6キロメートルであります。

選定した路線のうち、安全性向上の観点から、早期に整備が望ましい路線及び道路整備等により早期に整備が可能な区間を優先整備区間として抽出し、小牧駅周辺を中心として、令和16年度までに延長約11.5キロメートルの自転車通行空間の整備を進める計画としております。

令和8年度につきましては、小牧小学校北側の市道小牧駅西線の延長約600メートルの区間について、車道混在型による整備を進めるとともに、関係法令の改正や、交通環境の変化などに柔軟に対応し、警察などの関係機関と連携して、歩行者と自転車双方の安全性が図られるよう交通環境の整備に取り組んでまいります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。周知啓発等につきましては、折を捉えて、様々な機会に様々な媒体で行っていただいているということでもあります。引き続きお願いしたいところなんですけれども、そういった周知啓発をしていただいても、なお、まだまだ市民の皆様は自転車の利用に不安を持っておられるというのが現状です。

自転車は、歩行者に対しては交通強者でありながら、車に対しては交通弱者という境目、境界の領域を行き来しなければならない乗り物です。歩道走行が認められるのは、標識のある場合や、13歳未満、あるいは70歳以上の運転者などに限られますけれども、やむを得ない場合の判断というのは、市民個人に委ねられているというのが現状です。

そういった場合、車道が危険な状況でやむを得ず歩道を走った場合でも、即刻青切符制度の対象になってしまうのかということを、よく市民の方からお伺いしますので、その点についてお聞きいたします。

○市民生活部長（小川真治）

小牧警察署に判断基準を確認いたしましたところ、自転車は道路交通法上、軽車両に分類されるため、原則として車道の左側を通行することとされております。

しかしながら、交通状況等から安全確保のため、やむを得ない場合には、歩行者の通行を妨げないようにすることで、例外的に歩道通行が認められております。

したがって、合理的な理由により歩道を通行していたと認められる場合には、直ちに青切符の対象となるものではなく、個別の状況に応じて判断されるものであります。

一方で、歩行者に危険を及ぼす場合などには交通反則通告制度、いわゆる青切符の対象となる可能性があります。歩行者などに危険がない場合には、基本的にはまず指導警告を行うこととなりますとの回答を得ております。

以上でございます。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。歩道を走るということが、なかなか車道を走るというのが原則の中で、本当に歩道を走っていいのかなというふうに言われる方も結構多かったので、今回質問させていただきました。歩行者に危険を及ぼしそうな場合というのは、まずは指導警告というのが原則で、危険な運転でなければ、一発で青切符にはならないよということが確認できました。こうした発信が市民の皆様の安心につながるというふうに思っています。

また、先ほど小牧市自転車ネットワーク計画についても、御答弁をいただきました。今年度は小牧小学校北側の市道小牧駅西線約600メートルで車道混在型の整備が進むということでありました。自転車だけが通行可能な自転車道や自転車通行帯の整備ではなく、車道混在型の道路整備というのが、苦しいところだなというふうに改めて感じます。本当に自転車が快適に利用できるようになるのかというところで、自動車ドライバーへのアプローチというのが、大変重要になってくる道路整備なのかなという

ふうに感じた次第です。安心安全な自転車利用のために、走行しにくい路線に対する通行空間の整備の考え方について、改めてお伺いします。

○建設部長（堀場 武）

現行の自転車ネットワーク計画に基づき、優先整備区間を中心として計画的に整備を進めているところであります。特に青切符制度の導入により、車道走行の原則が強まる中、交通違反が頻発する路線については、自転車利用者の安全確保が一層重要になると認識しております。

自転車道の整備には、縁石や防護柵等の工作物で区画した2メートル以上の幅員が必要であり、自転車専用通行帯の場合でも1.5メートル以上の幅員が必要となりますので、幹線道路など幅員の広い道路以外では、拡幅するための用地取得が課題であります。

また、交差点や横断歩道などにおける通行方法が浸透しておらず、関係法令の改正と実態が乖離していることも、交通違反の要因になるものと考えております。本市としましては、自転車利用者の安全性が確保されていない区間につきましては、道路空間の再配分等により、よりよい通行空間の確保を検討するとともに、利用者に対する交通ルールの遵守を促す注意看板等の設置についても、自転車通行空間の整備に併せて考えてまいります。

今後、警察や関係機関などと連携し、交通違反の発生状況や事故データなどの情報共有を図りながら危険箇所の把握に努め、こうした情報を、計画の見直しや、優先整備区間の再検討を行う際に反映させることで、自転車利用者の安心安全に努めてまいります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。自転車道等の整備には、道路幅の獲得の課題、用地取得などが本当に大きな課題だということを御答弁いただきました。

また、関係法令等の実態の乖離というのが、交通違反の要因になっているという認識も改めてお伝えをいただきました。今後も関係機関と連携をして、情報共有を図りつつ、自転車利用の安全性の確保につなげていただきたいというふうに思っています。

もう一点、再質問なんですけれども、周知啓発について、他言語対応ですとか、他機関連携というのは既にしていっているということなんですけれども、当面は高校進学を控える中学校3年生ですとか、自転車通学をする生徒などへの節目のタイミングでの重点的な周知についても要望させていただきたいんですけれども、1点は、昨今警察官を語って、取締りと称して反則金を求める詐欺事案というのも発生してまして、御高齢者や中高生がターゲットにされるという傾向も報道等で見受けられま

す。そういった詐欺への注意喚起も、交通ルールと併せて周知が必要だと思いますけれども、お考えについてお伺いします。

○市民生活部長（小川真治）

自転車の青切符制度を悪用し、警察官を装ってその場で現金をだまし取る詐欺は非常に悪質な犯罪であり、特に学生を狙った手口が多く、全国で同様の事案が発生しているものと認識しております。

市ではこうした事案の報道を受け、令和8年4月に市の公式LINE等のSNSにより、速やかに注意喚起を行うとともに、市ホームページに愛知県警察が作成した啓発チラシを掲載し、周知を図っております。

また、小牧警察署と連携し、出前講座などの機会を捉えて、周知啓発を図っているところであります。

今後も自転車の交通ルールに関する啓発と併せて、自転車の青切符制度を悪用した詐欺への注意喚起を引き続き行い、警察官がその場で現金を要求することはないことや、少しでも不審に感じた場合には、110番通報していただくことについて、市民への周知を図ってまいります。

以上でございます。

○13番（諸岡英実）

いずれも周知啓発に努めていただいている、これからもそのようにしていただけるということが分かりました。ありがとうございます。

今後も道路交通に関して様々なルール変更というのは続いていきます。直近では、本年9月には、生活道路における自動車の法定速度が60キロメートルから30キロメートルに引き下げられるとのことであります。自転車が車道をより安全に走行できる環境につながる重要な改正です。

早朝の通学時間帯に抜け道になっているような生活道路では、勢いよく車が通っていくというケース、本当にたくさん見受けられます。今回は自転車の利用に着目して質問をしてまいりましたがけれども、当局には、今後も車側、自転車側、双方への周知を併せてお願いし、市民の健康増進、観光振興、環境負荷の軽減に最適な交通手段である自転車利用がより快適なものになるようお伝えをいたしまして、質問項目1を終わります。

質問項目2であります。

地震災害時における御遺体の尊厳ある取扱いについてです。

この6月議会が産前産後休業初の議会の出席でして、産休中は本当に多くの皆様にお支えいただいて本当にありがとうございました。産休中は体の休養に励みつつ、ど

うしてもそわそわしてしまって、映画ですとか、活字に大いに助けられました。その産休中に、「遺体明日への十日間」という映画を鑑賞する機会がありました。東日本大震災直後の遺体安置所での実話を基に描いた作品で、御遺体の尊厳ある取扱いというのが、遺族が災害の苦しみや痛み、悲しみと向き合い、前へ進むための大切なプロセスであるということを強く認識させられる映画でした。

小牧市では、想定濃尾地震により、最大174人の死者が予測をされており、市内では3施設が遺体安置所として指定をされています。しかし、収容能力や衛生管理の実態、開設から火葬までの運営手順、専門家との連携体制、そして現場で対応する職員の惨事ストレスへのケアについては、十分な確認と整備がなされているかなどの点で課題があると考えます。平時だからこそ、災害の被害を最小限に抑える取組とともに、万が一、災害によってお亡くなりになる方が多数発生してしまった場合に、ひとしく尊厳をもって扱われる体制を整えておかねばなりません。遺体安置所の実効ある備えについて、お伺いします。

(1) 遺体安置所について。

アとして、想定濃尾地震で予定している3施設の遺体安置所の収容能力について伺います。

イとして、御遺体の衛生管理について伺います。

2として、遺体安置所の運営に係る手順について。

アとして、遺体安置所の開設から火葬までの流れをお伺いします。

イとして、御遺体の尊厳を守るためのガイドラインを策定する考えをお伺いします。

ウとして、多機関合同による遺体安置所の開設、運営訓練を実施する考えについて伺います。

(3) 遺体安置所の運営上の留意点について。

遺体安置所を運営する市職員の惨事ストレスへの対応を含めた支援体制はどのように整備されているか、お伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○市民生活部長（小川真治）

質問項目2、地震災害時における御遺体の尊厳ある取扱いについて、(1) 遺体安置所について、ア、想定濃尾地震で予定している3施設の遺体安置所の収容能力についてであります。本市では、大規模災害発生時において、警察や医療機関の御遺体の安置能力を上回る事態も想定し、地域防災計画で遺体安置所予定施設を定めており

ます。

具体的には、必要に応じて順次開設する施設といたしまして、市内3か所を予定しております。これらの施設におきましては、最大で約260名分の安置が可能であり、濃尾地震の被害想定において必要とされる170余名を上回る収容能力を確保しております。今後も、災害時に亡くなられた方々やその御遺族に対し、災害時に可能な限り配慮した対応が行われるよう、体制の充実に努めてまいります。

続きまして、イ、御遺体の衛生管理についてであります。本市におきましては、災害時における御遺体の安置所の運営に備え、御遺体用収容袋をはじめ、洗浄用の水、ブルーシート、毛布など、初期対応に必要な資機材をあらかじめ備蓄しております。

また、遺体安置所では、御遺体の尊厳の保持及び衛生管理を最優先とする観点から、本市では、葬祭事業者及び関連団体との間で、災害時におけるひつぎ及び葬祭用品の供給等に関する協定等を締結しております。この協定に基づき、災害発生時には、ひつぎやドライアイス、防腐剤などの資機材について優先的かつ迅速に供給を受けることができる体制を構築しており、今後も御遺体の衛生管理と尊厳の確保に万全を期してまいります。

続きまして、(2) 遺体安置所の運営に係る手順について、ア、遺体安置所の開設から火葬までの流れについてであります。本市におきましては、大規模災害発生時における御遺体の適切な取扱い、及び御遺族への対応を迅速かつ的確に行うため、職員初動体制マニュアルにおいて、具体的な対応手順を定めております。

まず、市災害対策本部において、被害状況や死亡者の有無などに関する情報収集を行い、全体の状況把握に努めてまいります。

次に、御遺体の安置を行う予定の施設について、建物の被害状況や電気、水道などのライフラインの状況を確認し、小牧警察署と協議の上、開設場所を決定いたします。開設場所の決定後は、職員を派遣し、防災用備蓄倉庫からブルーシートや毛布などの必要な資機材を搬入するなど、御遺体の尊厳に配慮して安置するための受入れ体制を整備いたします。

また、状況に応じて、安置所において死亡届の受付や火葬許可証の発行を行うことも想定し、必要な設備や事務体制の整備を進めてまいります。あわせて、警察による検視作業も円滑に進むよう支援をいたします。

さらに、災害時におけるひつぎ及び葬祭用品の供給等に関する協定等を締結している葬祭事業者及び関連団体に対して、ひつぎやドライアイスなど、御遺体の安置に必要な資機材及び役務の提供を依頼するとともに、その調達可能数量及び到着予定時刻の確認を行います。その後、安置所に搬送された御遺体につきましては、適切な処置

及び保存措置を講じ、尊厳に十分配慮した安置を行ってまいります。

また、御遺体の搬送につきましては、災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定を活用し、霊柩自動車などを手配するとともに、適切に火葬を実施してまいります。

本市といたしましては、関係機関と緊密に連携しながら、遺体安置所の円滑な開設及び適切な運営に努めてまいります。

続きまして、イ、御遺体の尊厳を守るためのガイドラインの策定についてですが、災害時におきましても、亡くなられた方々の御遺体の尊厳を守り、適切に取り扱うことは重要であると認識しております。遺体安置所の運営につきましては、御遺族の心情に配慮するとともに、関係機関が連携し、適切に対応していく必要があるものと考えております。

御遺体の尊厳を守るためには、一般的に丁寧かつ慎重な搬送や整えた状態での安置、過度な露出の防止、清潔で落ち着いた環境の確保、御遺族への配慮などが基本的事項とされております。国におきましては、災害時における御遺体の取扱いに関し、各種の指針や留意事項が示されていることから、本市といたしましても、これらを踏まえ対応してまいります。

いずれにいたしましても、亡くなられた方々の尊厳を守ることが極めて重要でありますので、今後も国や他自治体の取組状況等を踏まえながら、御遺体の適切な取扱いに努めてまいります。

続きまして、ウ、多機関合同による遺体安置所の開設運営訓練の実施についてであります。遺体安置所の設置運営につきましては、災害時に迅速かつ適切に対応することが重要な課題であると認識しております。このため、本市では、平時より小牧警察署と緊密に連携し、遺体安置所に関する事項を含め、災害時の対応について継続的に協議を行っております。

また、災害協定を締結している葬祭事業者から専門的な見地で助言をいただくとともに、相互の連絡先の再確認を行うなど、発災時に円滑な対応が図られるよう、平時から協力関係の構築に努めております。

このように、関係機関との連携体制の強化に取り組んでいるところであり、現時点におきましては、多機関合同による遺体安置所の開設運営訓練を実施する具体的な計画はございませんが、今後も有事の際に、適切かつ迅速な対応ができる体制の確保に努めてまいります。

続きまして、（３）遺体安置所の運営上の留意点について、市職員の惨事ストレスへの対応を含めた支援体制についてであります。遺体安置所の運営に当たりまして

は、御遺体の尊厳への配慮とともに、従事する職員の心理的負担への対応が重要であると認識しております。

災害時における職員の惨事ストレスへの対応につきましては、遺体安置所の従事職員に限らず、災害対応に当たる全ての職員を対象として、職員同士の声かけや上司による状況把握、産業医面談の勧奨など、職場内での基本的な支援に取り組んでまいります。あわせて、必要に応じて専門機関である一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が提供するメンタルヘルスに関する研修や相談支援の活用も図ってまいります。

また、長時間従事による負担軽減の観点から、勤務の適切なローテーションや休憩の確保など、職員の心身のケアに配慮してまいります。

今後は、地域防災計画の見直しや訓練等を通じて、職員の心理的負担の軽減と支援の在り方を整理し、災害時に適切に対応できる体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○13番（諸岡英実）

遺体安置所の運営における収容袋や洗浄用の水、ブルーシート、毛布などといった初期対応資機材の備蓄について、御答弁もいただいて理解をいたしました。

一方、御遺体の保全に不可欠なドライアイスやひつぎについては、災害協定事業者への依存をせざるを得ません。大規模災害時には、様々な要因によって物資の搬入に相当の時間を要することが想定をされます。とりわけ夏場に災害が発生した場合、御遺体の保全環境の確保というのは極めて重要な課題になると考えています。御遺体の腐敗の進行を遅らせるために、安置空間の室温というのは18度以下に保つことが推奨されていること。御遺体収納袋やひつぎにお納めした上で、腹部や胸部、顔回りに適切な量のドライアイス、お一人当たり1日10キロから30キロを配置する必要があることなどの指針を持っている自治体もありますけれども、そこでお伺いしますけれども、遺体安置所として予定をされている3施設の空調設備及び非常用電源の配備状況というのはどのようになっている、温度管理についてどう対応されるのか、お伺いをします。

○市民生活部長（小川真治）

現在、遺体安置所として予定しております3施設につきましては、いずれも空調設備及び非常用電源は常設されてはおりません。発災直後の混乱により、必要な量のドライアイスがすぐ確保できない場合におきましては、特に夏季の高温環境を踏まえ、まずは室温の低減を図ることで、御遺体の保全環境の適切な維持に努めてまいります。

具体的には、災害協定事業者から、スポットクーラーや発電機等の資機材の供給を受け、施設内の温度上昇を抑制してまいります。

また、発電機やスポットクーラー等を常時在庫として保有している近隣の災害協定事業者とも締結していることから、有事の際に、遺体安置所及び指定避難所へ迅速な供給が可能となっております。

市といたしましては、こうした体制を活用し、ドライアイス等の到着までの間も含め、遺体安置所における適切な温度管理に努めてまいります。

以上でございます。

○13番（諸岡英実）

まず前提といたしまして、予定3施設については、空調設備、あるいは非常用電源がないということで、スポットクーラーや非常用発電機などの活用というのを検討したいという御答弁でした。こちらも災害協定事業者さんとの連携によって進めていきたいということでありますので、物資が届けば、本当に最適に御遺体を安置できるんだというふうに思うんですけれども、様々な要因が重なって物資が届かないという場合には、夏場、当該の施設などというのは、空調設備ですとか非常用電源が搭載されていないということで、万が一大规模災害があつて、助けられない命が多く発生してしまったという場合には、暑い中で御遺体を一時保管せざるを得ないというそういったリスクが存在するということが分かりました。公衆衛生の観点からも、御遺体の安置保全管理の徹底に努めていただくように改めて御要望を申し上げます。

再質問ですけれども、遺体安置所の開設から火葬までの流れについても御答弁をいただきました。御遺体の引渡しに当たって、悲嘆の中にある御遺族への説明や書類手続の支援、待機場所の確保など、遺体安置所における御遺族対応の体制、施設のゾーニング等に関しては、どのように整備されているのか、お伺いします。

○市民生活部長（小川真治）

遺体安置所の運営に当たりましては、施設内を大きく検視・検案エリア、安置エリア、遺族受付エリアに区分し、検視・検案及び身元確認に係る試料採取の状況を御遺族が直接目にすることがないように、可能な限りパーティション等により区画し、御遺体と御遺族の動線を分離する配置としております。

また、御遺族の待機や休憩のためのスペースにつきましては、現時点では施設内に専用スペースを確保する配置とはしておりませんが、現場の状況に応じて必要な対応を検討してまいります。

さらに、死亡届の提出支援や火葬許可証の交付手続など、御遺族への説明や各種手続につきましては、遺族受付エリアにおいて、平時から同様の事務を担当している市職員が対応する体制としております。

以上でございます。

○13番（諸岡英実）

適切なゾーニング管理という計画があって、そのように実施をしていく予定になっているということです。

避難所とのゾーニングといいますか、完全に分かれているということなので、そこは安心はするところなんですけれども、やっぱり温度管理の部分で、異臭の問題であったりとか、様々な課題も、本当に災害時というのは出てきてしまうリスクはあるということなので、やはりそういったところにも適切に対応していただけるように、こちら要望させていただきます。

再質問です。

冒頭映画の紹介をさせていただきましたが、作中で、御遺体の取扱いに不慣れな職員さんが、御遺体を損壊させてしまうというショッキングな描写もありました。御遺体の安置に関して、専門家の関与というのがいかに重要であるかというのを示しているなというふうに考えております。これも、事実に基づいた東日本大震災での経験ということで教訓であります。

そこで質問なんですけれども、遺体安置所における御遺体の取扱いに不慣れな職員について、慣れている方なんていらっしゃると思いますけれども、協定を締結している葬祭事業者の納棺師さんなどから、平時から、実際の遺体安置所の運営に至るまで、研修も含めて助言指導を受けることについて、お伺いをいたします。

○市民生活部長（小川真治）

本市では、葬祭事業者との間で、災害時におけるひつぎ及び葬祭用品の供給等に関する協定を締結しており、この協定においては、必要な役務の提供も含まれております。

具体的には、専門的な技術が必要となる場面におきましては、納棺師等の専門家の派遣を依頼し、不慣れな職員への助言や指導を受けることにより、適切な対応体制を確保し、御遺体の尊厳ある取扱いについて努めてまいります。

また、こうした対応が的確に実施できるよう、平時から関係機関との緊密な連携を図り、遺体安置所の円滑な開設及び適切な運営に努めてまいります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。適切に行っていただくように改めてお願いを申し上げます。

市職員の惨事ストレスについても御答弁をいただきました。慣れない業務、遅延、そして身体的・精神的疲労の三重苦が想定される中で、遺体安置所の運営を具体化、体系化することそのものが、惨事ストレスの軽減と、御遺体の尊厳を守ることの両方

につながるというふうに考えています。

多機関合同での訓練などというのは、主に沿岸部の自治体ですとか、大都市での実施が一般的ということなんですけれども、小牧市においても、150人を超える犠牲者が想定をされるという以上は、遺体安置における備えの解像度というのを高めておく必要があると、私は考えています。

ここまでのやり取りの中では出てこなかった引取り手のない御遺体への対応ですとか、火葬が遅延してしまった場合の対処ですとか、あるいは悲嘆の中にある御遺族の支援、さらには、災害時における行政DXの実効性が、果たして災害時に本当にできるのかということも含めて、平時から御遺体の安置所の想定というのを議論をして、検討を強化していただきたいなということを、今回映画を見てから、こういうことも課題になるんだなということ私も勉強させていただきました。ですので、こういったことも一緒に考えていただきたいということで御要望させていただきました、全ての一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、小沢国大議員。

○21番（小沢国大）

21番、小沢国大。

皆様こんにちは。早速ではございますが、議長のお許しをいただきましたので、質問項目1点について、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問項目1、選挙に関する大幅な見直しについて。

本日はお忙しい中、長尾選挙管理委員会委員長に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

ここ数年選挙続きで、毎年のように選挙が行われました。近年の選挙では、SNSなどインターネットを使った情報収集により判断される方も増えている状況であります。本市のポスター掲示場の設置箇所は、今年2月の市長選挙市議会議員補欠選挙で274か所でありました。私は、設置場所の状況把握も踏まえ、多くのポスター掲示場に足を運び確認してまいりました。

独自調査をしたところ、同じ公園に2か所以上設置されているところや、車通りが多く、立ち止まって見ることが危険な箇所、人通りも少なく、費用対効果が期待し難い箇所など、改善されることなく、点在する現状であります。

選挙には多くの税金が使われます。今後は大幅な見直しを行い、投票率が向上するような取組に財源を振り替えていくべきと考えることから、次の点をお尋ねさせていただきます。

(1) ポスター掲示場の設置について。

アとして、設置基準についてお伺いいたします。

イとして、1つの掲示場の設置に係る経費についてお伺いをいたしますが、こちらは選挙ごとに看板の大きさも異なりますので、一番看板が大きくなる市議会議員選挙の額でお答えをください。

ウとして、安全に見ることができない箇所もありますが、把握はしているか、お伺いをいたします。

(2) 投票所について。

アとして、設置基準についてお伺いいたします。

イとして、投票可能な時間についてお伺いをいたします。

ウとして、投票期日当日の設置運営に係る経費についてお伺いをいたします。

エとして、投票期日当日の投票立会人の選定についてお伺いをいたします。

以上で、質問項目1、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○総務部次長（古澤健一）

質問項目1、選挙に関する大幅な見直しについて、まず(1)ポスター掲示場の設置についてのアの設置基準であります。ポスター掲示場の設置数は、公職選挙法において、1投票区につき、5か所以上10か所以内と定められており、さらに公職選挙法施行令において、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じて数が定められております。

次に、イの1つの掲示場の設置に係る経費であります。令和5年執行の小牧市議会議員一般選挙では、掲示板の作成から設置、撤去までの一連の委託費が1,958万円であり、この額を当時の設置数276で割り返しますと、1か所当たり約7万1,000円です。

次に、ウの安全に見ることができない箇所の把握に関する質問であります。ポスター掲示場の設置場所については、公衆の見やすいところとすることや、土地の所有者の同意は得られることのほか、危険がないかという視点も含め、現場確認を行い決定しております。

候補者の方などが、ポスターを貼る際に危険であるという御意見をいただくことはありましたが、その場合は、改めて現場確認や場所の変更などの検討をし対応しているところであります。

続いて、(2)の投票所について、アの設置基準についてであります。投票所の

設置については、公職選挙法により市町村の区域を分けて数投票区を設けることができると定められております。

また、国の通知では、道のり3キロ以内、または選挙人数おおむね3,000人以下とし、遠距離や過大とならないように努めることとされております。本市では選挙人名簿の登録者数が3,000人を超える投票区もありますが、投票所として活用できる公共施設等の位置や従事者の体制などを考慮し、現在の39の投票所としております。

また、期日前投票所につきましては、投票区という概念がないため、1以上設置することとされている中、本市では現在、期日前投票の混雑緩和や利便性の向上などを目的に、市役所を含め4か所設置しており、地域性やアクセスを考慮し、適切に配置しているところであります。

次に、イの投票可能な時間についてですが、まず、当日の投票所は、公職選挙法により午前7時から午後8時までと定められており、例外として、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に、投票時間の繰上げ・繰下げについて認められております。

次に、期日前投票所につきましては、午前8時半から午後8時までと定められております。期日前投票所は、複数設置している場合、1か所については午前8時半から午後8時まで開設しなければならないものとされておりますが、そのほかについては時間を短縮、あるいは期間を短縮することは可能であります。

次に、ウの投票期日当日の設置運営に係る経費についてですが、(1)のイと同じく、令和5年の小牧市議会議員一般選挙でお答えさせていただきますと、長期間使用できる備品購入費を除き、投票所の施設使用料、資材に関するレンタルや運搬の費用、使用機器の点検料のほか、投票所運営事務に従事する職員の時間外勤務手当など、約1,400万円であります。

次に、エの投票期日当日の投票立会人の選定であります。投票立会人は、公職選挙法により、選挙権がある方の中から、投票所ごとに2人以上5人以下を選任することと定められております。本市では、投票区内の地元の区長などに依頼をし、区長をはじめ、地域の方々の御協力をいただく中で、午前と午後で各2人ずつ選出いただいております。

以上です。

○21番（小沢国大）

それぞれに答弁をいただきました。

それでは、各項目について、それぞれ再質問してまいりたいと思います。

まずは（１）アの設置基準について、お答えをいただきました。公職選挙法に定められている１投票区につき５か所以上、１０か所以内としていることでしたが、まずは１点再質をさせていただきたいと思います。

過去から設置箇所は年々減ってきていると記憶をしておりますが、設置箇所の見直しはどのように行われているか、お尋ねをいたします。

○総務部次長（古澤健一）

先ほどもお答えしましたとおり、ポスター掲示場の設置数は、公職選挙法及び公職選挙法施行令により定められており、近年の設置数の減少は、選挙人名簿登録者数が減少したことによるものです。

○２１番（小沢国大）

選挙人名簿登録者数の減少に応じて、設置箇所を精査しているとの答弁であったかというふうに思います。人口減少に伴う設置数の減少ということが分かりましたところで、次に、（１）イの設置費用に係る経費について、再質問をしたいと思います。

先ほどの答弁で、１か所当たり、小牧市議会議員選挙は約７万１,０００円かかっているとの答弁でありましたけれども、本当にポスター掲示場は選挙民の目に触れているのか、設置場所はこの場所で効果があるのか、疑ってしまうような箇所もある実態でございます。

例えば、今年２月にあった衆議院議員選挙では、大幅にポスター掲示場が削減された自治体もあるとお聞きしますが、本市においても大幅に減らす考えはないか、お尋ねをいたします。

○総務部長（長尾正人）

先ほども次長が答弁いたしましたとおり、ポスター掲示場の設置数は、公職選挙法及び公職選挙法施行令により定められており、市町村の裁量で行うことはできません。

以上であります。

○２１番（小沢国大）

法令で定数が定められており、法的な整備も必要であるという解釈をさせていただきます。

しかし、こういった一文もありまして、ただし、投票区の面積と人口が釣り合わず、設置が不必要、困難などの特別な事情がある場合、区市町村選管は、都道府県選管と協議して減らすことができるとあります。恐らくこうした箇所が小牧市はないのかもしれませんが、本当にその場所にポスター掲示場が必要かどうか、考えて設置をさせていただきたいなというふうに思います。

（１）ウに関する再質はありませんが、私は、数年前からポスター貼りに自ら行く

ことや、ヒアリングを繰り返してまいりました。中には、ポスターを貼るのに脚立が必要であって、通行人の妨げになる位置にある箇所や、車道に極めて隣接するポスター掲示場があって、すぐ車道になっているというような箇所もありまして、先日実際にあった場面の1つを紹介すると、保健センター南に設置してあるポスター掲示場を見ていた高齢者の方が見にくかったのか、少し車道のほうに下がってきて、接近してきた車に気づかなくて、危うく事故に遭いそうになっていた場面に遭遇をいたしました。こうした声が届いていれば、その場所に設置されないと思います。

2月に執行された市長選挙は、無投票となった結果を踏まえて、市の職員さんが全ての掲示場を回られて、無投票になりましたという貼り紙をされたというふうに思いますので、従事した職員さんからもヒアリングを行ってもらうなどして、必要な対応を取っていただくようによろしくお願い申し上げます。

続いて、(2)の投票所についての再質問のほうに入っていきたいと思います。

こちら(2)のアとして、設置基準をお答えいただきましたが、核家族化の進行やコロナ禍以降、地域とのつながりが希薄化された方も一定数いることから、期日前投票所や当日の投票所まで行くことが難しい方々もいます。他の自治体では、高齢者が多い地域や移動手段の確保が難しい方への投票率向上に向けた取組として行われるケースも増えてまいりましたが、移動期日前投票所の設置の考えがないか、お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（長尾正人）

移動期日前投票所の設置には、二重投票を防ぐため、本市の選挙人名簿管理システムと安全に連携することができる仕組みの構築など課題があるほか、投票管理者や投票立会人などの人員の確保についても課題があります。

本市では、期日前投票所を現在4か所設置しており、人口が同規模の他の自治体と比べて多い状況にあり、ただいま申し上げました課題も踏まえ、移動型も含めて、期日前投票所を増やすことは難しいと考えております。

しかしながら、期日前投票所の投票環境をよりよく整備していくことは、投票率の低下を防ぐためにも有効と考えますので、課題を整理し、人件費などの経費の負担が増えないことも考慮しながら、今後も調査研究を続けてまいります。

以上であります。

○21番（小沢国大）

御答弁いただきました。選挙人名簿管理システムと安全に連携できるという観点から、例えば、ラピオビルの子育て世代包括支援センターは可能でありそうです。他の自治体も、期日前投票ができるようになる公示あるいは告示翌日から常設という形で

はなく、日にちを限定して設けられるケースも増えていることから、こうしたことも踏まえて、ショッピングモール等の人が集まる場所に期日前投票所を設置することを御検討いただけないか、再度お尋ねをいたします。

○総務部長（長尾正人）

ショッピングモールなどに期日前投票所を設置することにつきましては、先ほどお答えいたしました移動期日前投票所の課題と同様に、投票所の入場受付において、本人確認に利用する基幹系システムのネットワークが、味岡市民センターや北里市民センターのように整備されていないことや、選挙事務従事者などの人員確保といった課題があるほか、解散に伴う衆議院議員総選挙のような突然の選挙執行となる場合、投票所としてのスペースを確保できるのかという懸念があります。

これらの課題の中でも従事者の配置は大きな課題であり、新たに別の場所での開設となりますと、そちらに人員を割り当てるために、例えば、既存の期日前投票所の開設期間や投票時間を縮小することや、いずれかの期日前投票所を廃止するなどの対応が生じることも考えられます。

このように様々な課題はありますが、ショッピングモールなどの人が集まる場所に期日前投票所を設置することの効果も期待できますので、当日の投票環境も含め、調査研究に努めてまいります。

以上であります。

○21番（小沢国大）

御答弁をいただきました。令和7年第2回定例会の我が会派の小川議員の質問に対しては、期日前投票所を増設する考えはないという答弁であったかと思いますが、調査研究をしていただけると御答弁いただきましたことをうれしく思います。

例えば、商業施設の営業時間に合わせたりですとか、施設の開所時間に合わせるなど、先ほどの答弁から、市役所で1か所、朝8時半から夜8時までで行えるようにしてあれば、他の期日前投票所は調整が可能であると思いますので、投票しやすい環境づくりに努めていただきますようお願いをいたします。

続いて（2）イの投票可能な時間について、再質問をさせていただきます。

私は、当日投票にて様々な時間帯で投票に行くようにしていますが、今年2月の衆議院議員選挙のときは、投票者の約4割以上が期日前投票を利用されておりまして、投票所が混雑しているタイミングも少なくなっていることから、投票時間の短縮をする自治体も増えてきたように思います。本市においても、投票時間を短縮する考えがないか、お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（長尾正人）

投票時間の短縮につきましては、公職選挙法上、選挙人の投票に支障が生じないことが前提とされております。仮に本市が投票時間を短縮した場合、国政選挙や県知事選挙の際、近隣市町の投票時間と異なることに課題を感じているところでもあります。選挙制度の根幹的なことは、全国統一の基準で行われることが望ましいと考えておりますが、既に投票時間の短縮に取り組んでいる自治体の状況を調査し、法令解釈も踏まえて調査研究をしてまいります。

以上です。

○21番（小沢国大）

こちらでも調査研究していただけるということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（2）のウにも関連しますが、投票所の運営についても税金がかかっているので、再質問はありませんが、作業に対して人が多いような感じも見受けられるので、改善がそろそろ必要になってきているようにも感じます。

そこで、（2）エの投票期日当日の立会人の選定について、1つ再質問させていただきたいというふうに思います。

現在は区長さん方に依頼をしているということでございますが、若年層への選挙の関心を持ってもらうように、投票立会人や開票従事者等、全国的に募集を行う自治体も増えてきていますが、こういった考えがないか、お尋ねをしたいというふうに思います。お願いします。

○総務部長（長尾正人）

選挙権がある方であれば、投票立会人になることは可能ですので、投票区内の若い方を選出することについては、有意義な取組であると考えます。

投票立会人につきましては、さきに答弁いたしましたとおり、投票所ごとに2人以上、5人以下を選任する必要があります。そこで広く募集した場合には、応募した方が体調不良などにより、急に立ち会うことができなくなった際、その代わりの方を選挙管理委員会で探すことは容易ではありません。現在は急遽立ち会えなくなった場合でも、代わりの方を御地域の協力により選出していただくなどして、投票立会人が欠けることなく選挙を行うことができていることから、今後も可能な限り御地域に御協力をお願いしたいと考えております。

開票従事者については、過去に派遣事業者から聞き取ったところ、午後9時から始まる業務では、募集しても応募が期待できないということを伺っております。このように課題はありますが、投票立会人の選任に限らず、選挙に従事する方の負担軽減については考えていかなければならないことであると思いますので、若年層への選挙啓発も踏

まえて、よりよい方法を検討してまいります。

以上であります。

○21番（小沢国大）

御答弁いただきました。よりよい方法を検討していただけるということで、多くの質問に対して前向きな答弁をいただきまして誠にありがとうございます。

参考までに、私が独自に実施している実際に調査をさせていただいた結果ですが、投票立会人として当日欠席が出た場合、小牧市でいうと、小牧市明るい選挙推進協議会にあらかじめサポートの依頼をかけていたところですか、投票所の立会いだと、当日欠席の心配があるので、事務従事者として若年層の方々を採用している自治体もございました。まずはこうした枠組みがあると、報酬等が支払われる先が変わるだけで、予算の組替えで実施しやすいというふうに思いますので、こうした考えも持っていただけるとよいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、予算の組替えや手法の変更を中心に質問させていただきました。全国的に来春実施される統一地方選挙に向けて、様々な動きが出てきているようで、県内では、みよし市東浦町で電子投票が導入される動きが出てきておりますし、共通投票所の導入をする自治体もあるようでございます。お金を投入すれば、これらのことも可能になってくるとは思いますが、小牧市の財政的な部分も考慮し、実施できるところから着実に進めていただけることが大事なことであるというふうに思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、大上利幸議員。

○6番（大上利幸）

6番、大上利幸。

それでは、質問に入ります。

質問項目1、市長の公約（マニフェスト）について。

令和8年2月22日執行の小牧市長選は、無投票で市長が決まったため、候補者の経歴、主義主張等や公約マニフェストをほとんどの市民が確認できてない状況です。市民からは、新しい市長はどんな人なの、市民のために何をしてくれるの等の疑問の声を聞いております。それら市民の多くの疑問に答えるために、選挙運動用ビラに記載されている内容を中心に、天野市長に質問させていただきます。

（1）選挙運動用ビラについて。

選挙運動用ビラが、公約マニフェストだと理解してよいのかを伺います。

(2) 選挙運動用ビラの内容について。

ア、「未来の小牧にわくわく」の具体的な意味を伺います。

イ、子育て・教育の分野の内容を伺います。

ウ、医療・福祉の内容を伺います。

エ、商工業・農業の内容を伺います。

オ、インフラ・安全対策の内容を伺います。

カ、行政の内容を伺います。

(3) 選挙運動用ビラの周知について。

ア、市民への周知が必要だと考えるが、見解を伺います。

イ、職員への周知も必要だと考えるが、見解を伺います。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○市長公室長（駒瀬勝利）

それでは質問項目1、市長の公約マニフェストについての(1)選挙運動用ビラについて。

選挙運動用ビラが公約マニフェストだと理解してよいかとのお尋ねではありますが、選挙において配布される法定ビラは、公職選挙法に基づき認められた選挙運動の手段であり、候補者の経歴や政策の基本的な考え方などを有権者に示すためのものです。

また、選挙における公約やマニフェストの定義につきましては、様々な解釈がありますが、令和8年第1回定例会において、こまき民主市議団の小沢議員の代表質問に対する市長答弁のとおり、選挙に際して、「未来の小牧にわくわく」と題し、施政方針で示した考え方を土台に、5つの分野ごとに取組を整理したもので、本市の市政運営における基本的な方針と理解しているところです。

市といたしましては、それら基本的な考えや方向性を踏まえ、現在小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の策定を進めているところであります。

続きまして、(2)選挙運動用ビラの内容についてのア、未来の小牧にわくわくの具体的な意味についてであります。法定ビラには、本市のこれまでの発展を支えてきた先人の努力に対し、敬意と感謝を胸に、人口減少や少子高齢化といった社会課題に対応し、全世代が安全安心して暮らし続けられる選ばれる町、小牧をつくり、次世代へつないでいく旨が記載をされております。

なお、施政方針において、市の最上位計画に基づき、これまでに積み上げてきた成果を生かしながら、未来に向けて持続可能な形へと発展させていくと市政運営の方針

が示されており、現在策定中の小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画において、将来の小牧市に対する具体的な事業等の検討を進めているところであります。

次に、イ、子育て・教育の内容についてであります。法定ビラには、子育て・教育として、通学に係るバス定期代への補助や、遠距離自転車通学における安全対策の支援など、子どもたちが安心して通学できる環境づくりを進めること、また、専門インストラクターによる民間プールを活用した水泳授業の導入などを検討し、子どもたちの体力向上につなげていくことなどが記載されております。

次に、ウ、医療・福祉の内容についてであります。法定ビラには、医療・福祉として、予防医療や健康運動の推進、高齢者と子どもの交流の促進などを通じ、健康で支え合うまちづくりを進めること、あわせて、歩いて楽しいウォーカブルなまちづくりやフレイル予防などにも取り組み、健康寿命の延伸を図っていくことなどが記載されております。

次に、エ、商工業・農業の内容についてであります。法定ビラには、商工業・農業として、商品券事業などの物価高騰対策を推進し、生活者や商工業者、農家などへの支援を行うこと、また、市内業者からの優先調達や公共工事の平準化を進めるとともに、奨学金返還支援を通じて、市内企業や農家への就職と定着を後押しすることなどが記載されております。

次に、オ、インフラ・安全対策の内容についてであります。法定ビラには、インフラ・安全対策として、企業誘致や渋滞緩和策の推進、広域連携の強化による災害時相互支援体制の構築、移動手段の充実としてコミュニティバスの在り方や広域化の検討などが記載されております。

次に、ア、行政の内容についてでありますけれども、法定ビラには、行政として市役所のDX化や地域団体の業務の見直し、市職員が働きやすい職場環境の整備などを進め、市民サービスを向上することなどが記載をされております。

なお、さきの令和8年第1回定例会において、こまき民主市議団の小沢議員の代表質問において同様の市長答弁があり、さらに、これら5つの分野の取組は、いずれも個別に完結するものではなく、相互に連携することで、町全体の力を高めていくことを目指すものとの答弁について承知をしております。

続きまして、(3)選挙運動用のビラの周知についてのア、市民への周知が必要だと考えるが見解を伺う。イ、職員への周知も必要だと考えるが見解を伺うについてであります。

法定ビラの周知につきましては、関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

法定ビラの内容やその考え方などは、さきにお答えしましたとおり、令和8年第1回定例会において、こまき民主市議団の小沢議員の代表質問に対する市長答弁や、市長の施政方針において、示されたと承知をしております。

また、より詳細な内容についても、施政方針や牧政会をはじめとした各会派の代表質問において、市長答弁などで示されており、職員はもちろんのこと、市民に対しても一定の周知がされているところです。

なお、現在本市におきましては、小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の策定作業を進めております。本計画は、市の最上位計画として今後の市政運営の基礎となるものであります。小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の各事業の立案においては、市長が示した政策の方向性を踏まえて、関係部署がそれぞれ施策の検討や計画立案に取り組んでいるところであり、職員に関しましては、その過程を通じて、より具体的な理解が進むと考えております。

また、この計画の策定に当たっては、審議会を設置し、市民公募の委員や会議内容の公開なども実施してまいります。パブリックコメントも実施し、市民の意見なども伺っていくことから、その過程を通じて、さらなる市民への周知にもつながるものと考えております。

以上となります。

○6番（大上利幸）

それでは、ここからは、天野市長に直接お伺いしたいと思いますが、選挙運動用ビラの内容は、公約やマニフェストではなく、基本的な方針と理解していると先ほどの答弁でしたが、市長の公約やマニフェストは存在しないと理解すればよいのかをお伺いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほど大上議員も言われたように、まずこの法定ビラについては、本市の市政運営における基本的な方針、こういうふうに理解をしているところであります。

市としましては、これら基本的な考えや方向性を踏まえて、現在小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の策定を進めているところであり、その中で具体的に示していくということになります。

以上となります。

○6番（大上利幸）

今回の答弁は、市長が答弁しないという戦術だと思いますが、しっかり聞いていきたいと思いますが、市民の多くは、選挙運動用ビラに記載されている内容が、公約やマニフェストであると解釈されておりますが、市長は選挙における公約やマニフェス

トの定義は、様々な解釈があるという答弁でしたが、それでは、天野市長御自身の公約やマニフェストの解釈を伺いたいと思います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

まず、公約の解釈につきましてであります。一般論といたしましても様々な視点があるところです。

一例を挙げますと、候補者が有権者に対して、当選後に実現したい政策を掲げるといえば政治的な意思表示としての解釈がございます。

また、一方で、掲げた公約を具体的な数値目標や期限付の契約書として捉え、当選後にその達成度を検証するという政策遂行上の計画書としての解釈も存在しているところであります。このように公約につきましては、政治家個人の思いから、市民との契約に至るまで、多様な捉え方があると承知をしております。

続きまして、マニフェストについてであります。こちらにつきましても、専門的な見地からも、幾つかの側面があるというふうに承知をしております。

大きく整理をいたしますと、まず数値目標や達成期限、財源などを明記し、達成状況を客観的に評価できるようにした検証可能な契約書としての側面がございます。

次に、個別の政策を1つの理念の下で整合性を持たせ、体系化した総合的な政策パッケージとしての側面、そのほかにも、政治家としての信念や、目指すべき未来像を広く有権者に示す意思表示や、旗印としての側面があります。

マニフェストという言葉は、これらの要素が混ざり合いながら時代や立場によって様々な強調のされ方をしたものと考えております。

その上で、本市における考え方でございしますが、法定ビラに記載された理念としての方向性を基に、それを行政組織として総合的な政策へと体系化し、最終的には、小牧市まちづくり推進計画をはじめとする実務的な計画に落とし込んでいきます。その上で、市民の皆様に対して検証可能な形でお示ししていくことが、本市における市政運営の最も誠実な在り方と考えております。

以上となります。

○6番（大上利幸）

市民だけではなく、職員の方も選挙用ビラの内容が、公約マニフェストであると解釈されている人が多いんですね。そして、先ほど確認しましたが、選挙運動用ビラは、公約やマニフェストではなくて、基本的な方針であるということですが、市長、本当にその答弁で大丈夫なんですかね、私は疑問に思います。

令和8年第1回定例会の小牧市議団の代表質問で、市長マニフェストについての質問をされており、その答弁で市長は、私が市長選で掲げたマニフェストと言われている

んですよ、「未来の小牧にわくわく」は、施政方針で申し上げた考えを土台に、5つの分野で20の項目の取組として整理したものです。ここではその概要として、主な取組を分野ごとに述べさせていただきますと答弁されております。このときは基本的な方針ではなく、マニフェストという答弁でしたが、市長の見解を伺います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほどより述べているとおりでございます。

以上となります。

○6番（大上利幸）

答弁ができないということですね、ここは重要な確認なので、再度お聞きしますが、前回の代表質問では、選挙運動用ビラの内容がマニフェストであると答弁されております。今回の質問では、選挙運動用ビラの内容はマニフェストでない、基本的な方針だと答弁されてます。厳しい言い方ですが、どちらが虚偽答弁だと理解すればいいのかをお答えください。

○市長公室長（駒瀬勝利）

同じ内容だというふうに理解をしております。以上となります。

○6番（大上利幸）

同じ内容ではないんですね。前回はマニフェストと言って、今回は基本的な方針と言っていますね、明らかにおかしいんですね。本当に大丈夫ですかね。今後訂正入るのかも分かりませんが、これを繰り返しててもしょうがないので、（2）の具体的な内容について、確認をさせていただきます。

市長は違うと答弁されてますが、過去の答弁から、選挙運動用ビラの内容がマニフェストだとは明らかになっておりますので、その内容を詳しく質問したいと思います。

アの「未来の小牧にわくわく」の具体的な意味なんですが、これは具体的な意味の質問をさせていただいたんですが、もう抽象的で全く具体的でない答弁でありましたので、再度、具体的な答弁になるように質問しますが、子どもたちは未来の小牧にどのようにわくわくできるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほども答弁させていただきましたが、法定ビラには、本市のこれまでの発展を支えてきた先人の努力に対し、敬意と感謝を胸に、人口減少や少子高齢化といった社会課題に対し、全世代が安全安心して暮らし続けられる選ばれる町、小牧をつくり、次世代へつないでいくという旨が記載されております。その内容で間違いありません。

以上となります。

○6番（大上利幸）

結局は何も考えてないということですね。それがよく分かりました。同じ答弁しかできないということですね。

続いてはイです。子育て・教育の内容を伺いたいと思います。

通学に係るバス定期代の補助並びに遠距離自転車通学への安全対策の支援の中の通学に係るバス定期代の補助の内容を具体的にお伺いしたいと思います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

まず法定ビラにつきましては、選挙運動用の手段となっております。

よって、記載されている内容以外の答弁につきましては公職選挙をはじめ様々なリスクがあり、慎重な判断が必要であることから、個別の記載されている内容以外の答弁はいたしかねます。

なお、さきにお答えしましたとおり、法定ビラ、施政方針、代表質問による答弁などで、市政の基本的な考えや方向性は示されていることから、現在小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の策定を進めております、その中で具体的な内容等をお示していくこととなります。

以上となります。

○6番（大上利幸）

答えられないということですが、私も粘り強い性格ですので、遠距離自転車通学への安全対策の支援を具体的にお伺いしたいと思います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほどもお答えしましたが、法定ビラにつきましては、選挙運動の手段となっております。記載されている内容以外の答弁につきましては、公職選挙をはじめ様々なリスクがあり、慎重な判断が必要であることから、個別の記載されている内容以外の答弁はいたしかねます。

以上になります。

○6番（大上利幸）

先ほどから同じ答弁ですが、もう一回確認しますね。前回は、選挙運動用ビラの内容がマニフェストだと言われてるんですね。今回は、基本の方針。これ市民の皆さんも聞いてますよ。おかしくないですか。ちゃんと明確な答弁をお願いしますよ。逃げるのは小牧市なんですか。市の行政は何も答えられないんですか。マニフェストか、基本の方針。前回のマニフェストと言ったのが、虚偽答弁なのかどうかを確認します。先にそれを確認しないと次に進めません。

○市長公室長（駒瀬勝利）

市政の方針としてお答えをさせていただいております。

○6番（大上利幸）

それでは、ここからは私がしゃべります。

I C T化による保育士の待遇改善、プロジェクト型保育の導入などを検討し、安全で質の高い保育の推進というものが書いてありました。その中で、I C T化により保育士の待遇改善は、先日の一般質問の答弁でよく理解できましたので、プロジェクト型の保育の導入の検討、これも書かれておりますが、私これはよい取組だと思うんですが、現状でも不足している保育士の負担が、私は増えるのではないかというふうに思いますので、今後、まちづくり推進計画の中で具体的にするときには、その点をしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

続いて、病児病後児保育の拡充など、子育てと仕事の両立の支援ということです。病児病後児保育の拡充の内容を具体的にお伺いしたいのですが、同じ答弁になると思いますので、ここも重要だと思いますので、しっかり拡充をしていただきたいなと思います。

そして、子育て・教育の中で、教育の分野の中で、小牧の未来にわくわくできてない、増加し続ける不登校児童生徒の問題は、私は最重要課題だと考えております。なぜ不登校児童生徒の取組は記載されていないのかをお伺いします。答弁がなくてもいいです。お答えください。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほどからお答えさせていただいているとおり、現在小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画を策定をしております。現在、市の状況など分析をしております。第2次基本計画の評価・検証しているところであります。それぞれその中で出てくるものについて、第3次基本計画の中でうたっていく、示していくということになりますので、御理解をお願いします。

以上となります。

○6番（大上利幸）

続いて、私がしゃべります。

医療・福祉の内容について。予防医療、健康運動、高齢者と子どもの交流を推進し、健康・支え合い循環都市小牧を進化ということです。この中では、高齢者と子どもの交流、すばらしいこれも取組だと思うんですが、これは具体的に説明できないということです。ぜひ頑張ってくださいなと思います。

続いて、ふるさと納税を活用したベンチのネーミングライツなど、a l k oの活用により歩いて楽しいウォーカブルなまちづくりの推進ということですが、この医療・福祉分野になぜ入っているのか理解できないんですが、これもしっかりと具体的にし

ていただきたいというふうに思います。

続いて、商工業・農業の内容について伺います。

奨学金返還を支援し、市内企業・農家への就職と定着を推進ということです。奨学金返還の支援、これは諸岡議員もしっかり質問していただきました。非常に重要なことですので、取り組んでいただきたいと思うんですが、もう一つ、農家への就職と定着の推進というんですが、小牧市の農家が、人の募集が私はあるのかなというふうに思います。ここに書かれてるときは、そんな考えはなかったのか分かりませんが、しっかり考えて、ニーズがあるのかどうかを判断しながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

続いて、小牧オアシス（仮称）の開業を支援し、周辺開発を含め、市内全域で企業誘致を促進ということです。小牧オアシス（仮称）の開業、これについては私も一般質問でさせていただいてますが、民間企業なんです、これまでの市の答弁は民間企業なのでということで、聞いた内容、確認した内容しか報告いただいてませんが、そういった民間企業を支援するというのは、具体的にどのようなことを考えているか、お聞きしたいと思います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほどから何回かお答えをさせていただいておりますが、現在小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画を策定をしております。その中でいろいろと検討していくということになります。

いろいろとずっと議員答弁をされている中で、基本的なその考えを少し述べさせていただきますと、この法定ビラの内容でありますけれども、まず、その目的や目指す姿を職員と日常的な対話を重ね、丁寧なコミュニケーションを図りながらしっかり共有していくことが重要であると考えており、その上で各施策について、現場の実情や既存の取組状況を丁寧に確認しながら、実効性のある具体的な施策へと落とし込んでまいります。

また、一定の準備期間や継続的な取組が必要となる中長期的な施策については、令和8年度に策定を予定しております市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画の第3次基本計画であります。ここに位置づけ、計画的に推進していきたいということを、さきの令和8年第1回定例会で答弁をしておりますので、このとおりだと思っております。

以上になります。

○6番（大上利幸）

その点、今答弁いただいた内容は、後の周知のところで私も話しますので、今後は

説明されなくていいと思います。

続いて、オのインフラ・安全対策の内容についてです。

新たな道路整備など郊外地域への投資を強化し、企業誘致や渋滞緩和を促進ということです。ここで一番気になるのは、新たな道路整備です。どこの道路のことを言われてるのかなというのが非常に気になりますが、今後に期待していきたいと思います。

続いて、行政の内容です。

誰もが能力を発揮でき、日々の努力が正当に評価される市職員の働きやすい職場環境を整備ということで、これも具体的に聞きたかったんですが、答えないということです。誰もが能力を発揮できる部分では、私は職員の自己申告制度、これがなかなか希望にかなってないんですね。申告制度は、申告はするけど希望がかなえられないということで、この希望を私はかなえることが重要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほどよりお答えをしておりますが、具体的な進め方等につきましては、小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の中でお示しをしていくということになります。希望については、先ほど言われた自己申告書を聞いて、全体のバランスを考えながら実施されているかと思います。

以上になります。

○6番（大上利幸）

自己申告制度については、今答えていただいたので、希望をかなえられないというのは現状でお聞きしたいんですが、こういった理由があるんですかね、お伺いしたいと思います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

通告をいただいている内容とは少し違いますけれども、異動希望、重複する場合がありますので、そういう場合は当然かなえられないということになります。

以上になります。

○6番（大上利幸）

全然ずれてないんですね。誰もが能力を発揮でき日々の努力が正当に評価される市職員の働きやすい環境整備ということが書かれていますんで、これは選挙運動用ビラに書かれていますので、ずれてるという答弁は、逆にずれてると思いますが、職員の申告というのは、私は、やりたい仕事を全てはできないと思いますが、できるだけかなえてあげる、私はこれがやりたい、広報広聴がやりたい、ぜひやってくれ、そういった、私は民間ですずっとやってましたので、部下も抱えてやってましたので、もうめち

やくちや能力を発揮してもらえるんですよね。その辺はしっかりと把握して、申告制度を一生懸命出してるけど、かなうことがないんですよということがないように、今後しっかりと検討していただきたいなと思います。

続いて、名古屋コーチンを地域資源として活用し、名古屋コーチンの日に合わせた名古屋コーチンフェスの開催など、地域活性化策を検討ということですが、行政のところにこれが入ってるのもよく分からないんですが、名古屋市の農業センターで実施されてる名古屋コーチングルメフェスと同様のイベントと理解してよいんだと思います。それを小牧市で同じように頑張ってるやっついこうということだと思います。

この中で、小牧市初の市長、東部地域の市長ですので、東部市民の多くからは、東部への取組を期待されている声が多いですが、しかし……。

議長に許可してから発言してください。

(「・・・」の声)

じゃあ2代目でもいいです。

しかし、マニフェストのどこにも東部地域の取組がなく、残念になられた方も多いですが、なぜ東部地域の取組が記載されていなかったのかをお伺いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほどから繰り返し答弁をさせていただいておりますが、現在まちづくり推進計画第3次基本計画を策定しております。第2次基本計画、こちらの評価検証も進めているところで、いろいろな課題なんかを整理しておりますので、個々具体的な事業の内容につきましては、第3次基本計画の中でお示しをしていくということになりますので、御理解をお願いします。

○6番（大上利幸）

それでは、(2)の最後ですが、前回の代表質問の答弁において、早期に着手実施が可能なものにつきましては、必要に応じて補正予算の活用も視野に入れながら、スピード感を持って取り組んでまいりますと答弁されてますが、3か月以上経過した今の時点で、早期に着手可能な取組があるのかをお伺いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

令和8年度当初予算の中でも、既に取り組を進めている事業がありますので、それを見ていただければ分かるかと思います。以上となります。

○6番（大上利幸）

すみません、勉強不足なんで、それは具体的にどんな事業かを教えてください。

○市長公室長（駒瀬勝利）

ホームページのほうにも載っておりますが、例えば企業立地推進事業だとか、消防

同意等DX化事業など、市長の法定ビラに書いてある内容が、実際の予算化をされているものと考えております。

以上になります。

○6番（大上利幸）

その点に関しては、天野市長が新たに取り組まれたという内容ではないと思うんですが。

続いては、（3）に移りたいと思います。

選挙運動用のビラの周知についてということですが、小牧市まちづくり推進計画の策定作業を進める過程で周知が進むと考えているという答弁でしたが、周知は広く多くの人に知らせることですので、残念ながら受動的な考えでは、今後も周知ができないと言わざるを得ないのが現状です。

さらに、法定ビラと言われてるので、私も法定ビラと言いますが、内容やその考え方など、さきの定例会において、こまき民主市議団の代表質問に対する答弁で示しているという答弁でしたが、その後も市民からは、市長のマニフェストである選挙運動用ビラの内容を確認したい多くの要望がありますので、私は周知する必要があると思いますが、ホームページや広報こまき等で周知すればよいのではと考えますが、なぜ市長はかたくなに、マニフェストを市民へ伝えないのか、理由をお伺いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

選挙運動期間中以外の法定ビラの頒布につきましては、様々な問題が生じるおそれがあることから、実施する考えはありません。

以上になります。

○6番（大上利幸）

様々な問題があるということですね。

ただ、私は今回の質問でよく分かったのが、しっかり答弁はできないということではないかなと思います。今回の質問のように、マニフェスト内容に対して具体的な質問があると答えられないから、周知しないんではないかなと想像しております。

続いて、イの職員への周知も必要だと考えるが、見解を伺うということでまとめて答弁いただけてますが、職員の中には、市長のマニフェストから、事前に自分の担当部署の取組を調査と研究をされています。その職員は、マニフェストである選挙運動用ビラを手に入れるのにかなりの時間を使っていました。このようなことはとても非効率であり、通常業務を進める障害にもなっていますが、市長はどのようにお考えかをお伺いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

まず法定ビラですけれども、配布できる期間が決まっておりますので、それ以外で配布することは基本的にはできません。

そういう中で、職員に対して御質問いただきましたが、職員につきましては、4月第1週に開催しました庁議・次長会、さらに幹部会におきまして、市長より直接管理職に対し、まちづくり推進計画策定に当たっての御自分の考えをお話しいただいております。その後、各課において報告を職員に対し実施をしていただいておりますので、そのような状況は把握をしております。

以上となります。

○6番（大上利幸）

法定ビラは配布できないということです。その内容だったら私は周知できると思いますが、その内容を周知されない理由をお伺いしたいと思います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

その内容というのは、法定ビラのことですか。

○6番（大上利幸）

法定ビラの内容です。ビラ自身を配ってはいけないというのは、今答弁いただいたので、内容だったらいい。

○市長公室長（駒瀬勝利）

理解しました。先ほどからお答えさせていただいておりますが、施政方針だとか、さきの令和8年第1回定例会の代表質問の中で、各市政の方向性が示されたところがあります。これに基づき、小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画を策定しております。この立案に当たって、市長からいろんな指示を伺います。そのような中で、より周知が進んでいくというふうに先ほどお答えさせていただいたとおりです。

以上になります。

○6番（大上利幸）

前回の代表質問で市長は、厳しい財政の中でありますが、限られた資源を有効に活用しながら、各施策の目的を職員と十分に共有し、力を合わせ、全世代が安全安心して暮らし続けられる選ばれる町、小牧の実現に向け、着実に取り組んでまいります。各施策の目的を職員と十分に力を合わせと答弁されています。

さらに、スケジュール感の答弁では、私が掲げたマニフェストにつきましては、まずその目的や目指す姿を職員と日常的な対話を重ね、丁寧なコミュニケーションを図りながら、しっかり共有していくことが重要であると考えておりますと答弁されておりますので、ここでも自分で言われてますので、知らない職員が多いですので、まずは全職員へしっかりと周知が必要ではないかと再度お聞きしたいと思います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

先ほどもお答えしましたが、4月の第1週に開催しました庁議・次長会さらに幹部会におきまして、市長より直接管理職に対し、まちづくり推進計画策定に当たっての御自分の考えをお話しいただいております。その後、各課において報告を職員に対し実施していただいております。グループウェアのほうでは、その報告のデータも載っておりますので、職員については十分周知が行っているかというふうに把握をしています。

以上になります。

○6番（大上利幸）

天野市長の選挙運動用ビラは、マニフェストではないということを市民の方はよく分かれたと思います。基本的方針ということがよく分かったと思います。次からもそういう目で、市民の方はしっかり見ていただきたいなと思います。

私は、本当にそんな答弁で大丈夫なのかな、前回と今回が矛盾してる答弁、本当に市長大丈夫ですかということは伝えておきます。そして、今回の一般質問では、市長の公約マニフェストの具体的内容を伺いましたが、しっかりと答えてもらえませんでした。

ただ、市民と職員への周知は、私はすごくとても重要だと考えます。職員全員への周知はもちろんのこと、市民へはホームページ・SNS・広報こまき等を使って、選挙用ビラが駄目なら、その内容は周知できると思いますので、しっかりと周知を図っていただきたいということをお伝えして、質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

以上で一般質問を終わります。

日程第3、「議案審議」に入ります。

議案第54号から議案第63号まで、及び議案第78号、議案第79号の議案12件を一括して議題といたします。

質疑に入ります。

ただいまのところ発言通告はありません。発言はありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題といたしております議案第54号から議案第63号まで、及び議案第78号、議案第79号の議案12件については、会議規則第36条第1項の規定により、議案委員会付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま、委員会付託といたしました議案12件は、会議規則第

43条第1項の規定により、6月23日までに審査を終わるよう期限を付したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案12件については、6月23日までに審査を終わるよう期限を付することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月24日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

(午後2時50分 散 会)

令和 8 年小牧市議会第 2 回定例会議事日程（第 4 日）

令和 8 年 6 月 1 6 日午前 1 0 時 開議

第 1 諸般の報告

1 説明員出席要求者の報告

第 2 一般質問

1 個人通告質問

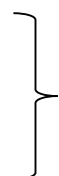
第 3 議案審議

自 議案第 5 4 号

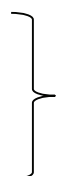
至 議案第 6 3 号

議案第 7 8 号

議案第 7 9 号



質疑



委員会付託

議 案 委 員 会 付 託 表

付 託 委員会	議 案 番 号	件 名
総 務	5 4	小牧市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
	5 5	小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について
	5 6	小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	5 8	水槽車の取得について
	5 9	高規格救急自動車の取得について
	6 1	専決処分の承認について
	7 9	備蓄用非常食の取得について
福 祉 厚 生	6 2	専決処分の承認について
	7 8	小牧市立第二保育園改築工事のうち建築工事請負契約の締結について
文 教 建 設	5 7	小牧市沿道区域の指定の基準を定める条例の制定について
	6 0	蒸気回転釜の取得について
予 算 決 算	6 3	令和 8 年度小牧市一般会計補正予算（第 1 号）